

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例に基づく

中山間地域振興行動指針

[令和3年7月]

鳥取県地域づくり推進部中山間・地域交通局

目 次

第一章 行動指針の策定に当たって	- 1 -
1 行動指針の目的	- 1 -
2 行動指針の計画期間	- 1 -
3 中山間地域振興施策の推進（目標指標（KPI）とPDCAサイクルによる点検）	- 1 -
第二章 中山間地域振興の推進体制	- 3 -
1 県（中山間振興統括本部）	- 3 -
2 市町村	- 3 -
3 県民等	- 4 -
4 中山間地域等活性化・移住定住促進協議会	- 4 -
5 日本財団	- 4 -
第三章 中山間地域振興に係る施策体系及び重点施策	- 5 -
中山間地域振興施策の考え方と全体像	- 5 -
第四章 重点的に取り組む施策及び目標指数（KPI）	- 7 -
1 災害に強い安全な中山間地域づくりの推進	- 7 -
2 安心な定住環境の確保及び充実	- 9 -
3 集落機能の維持並びに集落活動の担い手の確保及び育成	- 13 -
4 伝統行事、伝統文化及び文化財等の維持及び継承等	- 16 -
5 他地域との交流等による中山間地域の維持及び発展への理解と協力	- 16 -
6 中山間地域と都市部との共生	- 17 -
7 中山間地域の公益的な機能の維持増進等	- 18 -
8 中山間地域の特色を生かした産業の振興及び仕事の創出	- 19 -
9 移住の推進等による新たな人の流れの創出	- 21 -
10 教育、保育等の子育て環境の整備及び確保	- 24 -
第五章 県主要施策に対する関連性	- 26 -
1 持続可能な開発目標（SDGs）に向けた取組の推進	- 26 -
2 暮らしを守る仕組み（小さな拠点）づくりの推進	- 26 -
3 農林地、宅地・建物の有効活用	- 27 -
4 暮らしを支える産業の振興	- 27 -
5 将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大	- 27 -
6 ふるさとキャリア教育の推進	- 27 -
7 Society5.0の実現に向けた技術の活用	- 28 -
【参考】中山間地域の現状	- 29 -
【別表】中山間地域振興に係る県の主な施策（令和3年版）	- 31 -

「中山間地域振興行動指針」

第一章 行動指針の策定に当たって

1 行動指針の目的

この中山間地域振興行動指針（以下「行動指針」という。）は、鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）（以下「条例」という。）の規定に基づき、県、市町村、県民等が連携・協力し、条例に掲げる重点的に取り組む施策について、その具体的な進め方や取組の方向性を示すものです。

条例は、県民一人一人が中山間地域の価値を広く認識し、県民等の総意の下、行政機関と県民等が協働して中山間地域の振興に取り組むことを目的としています。中山間地域に暮らす人々が誇りをもって安心して生活を営み、また中山間地域の貴重な資源と公益的な機能、人と人、人と地域とのきずなの強さを次世代に引き継ぐため、多様な主体が地域住民と協働し、中山間地域の有する財産を生かして中山間地域の振興に取り組んでいくことが必要です。

県では令和2年3月に「鳥取県令和新時代創生戦略」を策定し、「豊かな自然でのびのび鳥取らしく生きる 鳥取+ism（イズム）」「人々の絆が結ばれた鳥取のまちに住む 鳥取+住む」 「幸せを感じながら鳥取の時を楽しむ 鳥取+rhythm（リズム）」を基本方針とし、各種施策を展開していきます。

住み慣れた中山間地域に安心して暮らし続け、豊かな自然や歴史・文化等の地域資源を活かしながら将来にわたって発展していくためには、防災・減災対策、医療・福祉の確保、自然環境・文化の保全、農林水産業や商工業の振興、道路等社会的基盤の整備、教育・保育の確保等、県のあらゆる部局や施策が関連することとなります。

また、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が新たに制定（令和3年4月施行）され、過疎地域の持続的発展という新たな理念のもとに過疎対策が行われることとなります。新たな過疎対策の目標に、人材の確保・育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用推進などが新たに追加されることとなり、県でも積極的に取り組んでいきます。

本行動指針は地方創生の取組と連携するほか、中山間地域の各市町村が掲げる地方創生総合戦略の目標の実現を図ります。

2 行動指針の計画期間

この行動指針の期間は、「鳥取県令和新時代創生戦略」に合わせ、令和2年度から6年度までの5年間とします。

3 中山間地域振興施策の推進（目標指標（KPI）とPDCAサイクルによる点検）

（1）目標指標（KPI）

行動指針において、中山間地域振興に関する施策の目標となる客観的な数値等を用いた目標指標（KPI）を設定します。

(2) PDCAサイクルによる点検

中山間地域振興施策を効率的、効果的に実施するため、行動指針の目標指標（KPI）の達成状況や施策の実施状況等について、PDCAサイクルによる検証を毎年度行います。

- Plan : 重点的に取り組む施策の具体的な進め方や、必要な施策及び目標指標（KPI）を設定した効果的な行動指針を策定します。
- Do : 行動指針に基づく施策を実施します。
- Check : 目標指標の達成度を通じて、行動指針の成果を検証します。
- Action : 検証結果を踏まえて施策を見直すとともに、必要に応じて行動指針を改訂します。

第二章 中山間地域振興の推進体制

1 県（中山間振興統括本部）

地域課題を把握し市町村と連携しつつ現場での即応性の高い課題解決へと繋げるため、東部地域振興事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所に中山間地域振興チーム、日野振興センターに中山間地域連携担当を設置します（以下「中山間地域振興チーム等」という。）。中山間地域振興チーム等は市町村の取組支援を行うとともに、関係部局間の相互連携のもと、ハードとソフトの両面における地域づくり施策を推進します。

さらに、部局横断的な組織として、本庁の中山間・地域交通局と地方機関の中山間地域振興チーム等をメンバーとした中山間振興統括本部を設置します。中山間地域の課題について本庁及び地方機関で一体的に取り組み、各地域で取り組んでいる施策を横展開していきます。

なお、移住定住対策及び関係人口の創出・拡大については、交流人口拡大本部が主体となって推進します。

また、令和3年度は概ね5年に1回、山間奥地集落に居住する住民の日常生活の状況等を把握する山間集落实態調査を実施します。この調査結果等を活用し、地域への新たな支援事業の創設の検討や、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域を支援します。

[中山間振興統括本部の役割]

- ・中山間振興施策の連携推進
- ・地域の特色あるまちづくりの総括

(1) 本庁

中山間地域振興の推進体制を強化し、地域振興、地域交通や空き家などの課題に取り組むため、地域づくり推進部のなかに中山間地域政策課と地域交通政策課からなる「中山間・地域交通局」を設置します。中山間地域振興チームと情報共有された現場での支援ニーズを反映した施策立案を行い、課題解決を図ります。

[中山間・地域交通局の役割]

- ・過疎・中山間地域等の地域振興に係る施策の立案、地方機関と連携した施策実施
- ・空き家対策及び利活用の推進に係る施策の立案
- ・地域交通政策の推進

(2) 地方機関

中山間地域振興チーム等は、市町村ごとに任命されている地方創生コンシェルジュ（市町村の地方創生の取組等を応援するための県の窓口体制）と共に、地域が抱える様々な課題に対する総合的できめ細やかな支援、市町村に共通する課題に対する新たな県施策の検討や既存施策の見直しを行うこととします。

[中山間地域振興チーム等の役割]

- ・各地域の課題解決に向けての総合的な相談窓口
- ・住民同士の話し合いを通じた暮らしを守るための仕組み（小さな拠点）づくり
- ・広域的地域運営組織づくりの推進
- ・移住者を呼び込み地域を活性化しようとする地域ネットワーク組織・団体の支援
- ・地域の若者、地域おこし協力隊（総務省の制度で、都市地域から山間地等に移住し、市町村の委嘱を受けて地場産品の開発・販売等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動に取り組む若者等）や集落支援員、地域への移住者や関係人口など、今後の中山間集落を支える担い手となる多様な人材確保支援
- ・中山間地域振興のリーダーとなる人材を養成するための研修会等の開催

2 市町村

中山間地域をその区域に含む市町村は、住民に近い地域の振興を担う中核となる行政組織として、地域づくりに取り組む人材の確保及び育成を図ります。また、市町村自らが施策を講ず

るに当たり、地域の実情を把握し、住民の主体的な取組を誘導するとともに、県や特定非営利活動法人、ボランティア、事業者、大学等多様な主体と連携を図りながら、施策に取り組むよう努めます。

また、自然環境、歴史、文化等の豊かさ、人と人、人と地域との絆の強さ、土地建物等その他の地域資源の有効活用を促進します。

3 県民等

県民等（県民、特定非営利活動法人、ボランティア、事業者及び大学）は、水源のかん養、洪水及び土砂崩壊の防止、大気の浄化、農林水産物の供給、憩いの場や自然とのふれあいを通じた教育の場の提供等の公益的機能を中山間地域が有し、提供していること、また、都市部と中山間地域が相互に補完し合う関係であることに対する一層の理解を深めるとともに、各地域の課題について関心を高め、それぞれの活動を通じて中山間地域を共に支え、持続的発展を目指す取組への参加及び協力に努めます。

4 中山間地域等活性化・移住定住促進協議会

民間の意見を取り入れつつ中山間地域の振興に関して移住定住促進の視点を加えながら全県対象で審議する「中山間地域等活性化・移住定住促進協議会」を設置します。

この協議会は、行動指針のPDCAサイクルの検証組織として位置付け、中山間地域振興施策の実施状況及び目標指標（KPI）の達成状況を検証します。

また、県内中山間地域の課題を踏まえ、地域の課題を施策に反映する議論を行います。

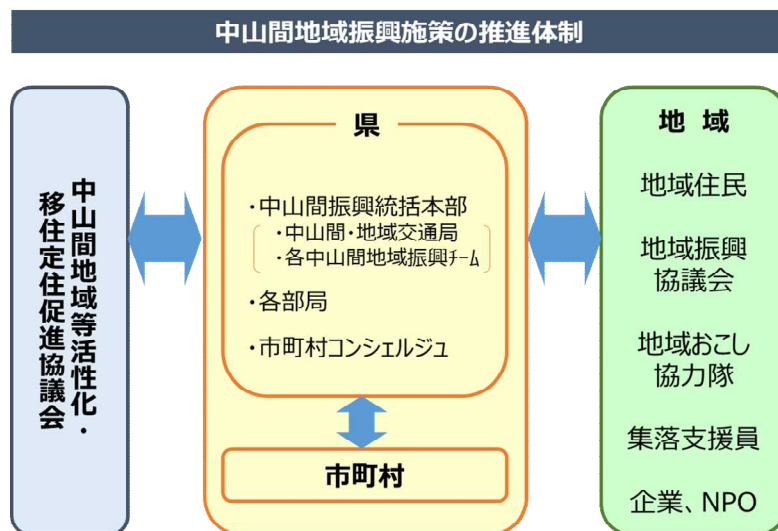
(1) 調査審議事項 中山間地域等の振興及び移住定住の促進に関する事項

(主な審議事項) ・中山間地域での安全・安心な暮らしの実現

・地域おこし協力隊など新たな地域の担い手の確保

・中山間地域振興施策の実施状況及び目標指標の達成状況の検証 等

(2) 委員構成 地域の活性化活動団体、移住者、商工・農業関係団体、高等教育機関などの10名程度で構成



5 日本財団

日本財団と鳥取県は、平成27年11月の協定締結以降、「小さな拠点」を形成することなどにより、中山間地域において人々が住み続けられる環境づくりを進めていきます。「みんなでつくる“暮らし日本一”の鳥取県」を目指し、地域住民が元気に暮らし、誇りを持てる社会づくりに取り組んでいきます。

第三章 中山間地域振興に係る施策体系及び重点施策

中山間地域振興施策の考え方と全体像

中山間地域振興施策の展開にあたり、条例に基づき、次のⅠからⅢの3つの施策区分に取り組んでいきます。

また、取組にあたっては、県や市町村などの行政機関だけでなく、県民等も中山間地域の公益的機能に対する理解を深め、中山間地域をともに支え持続的発展を目指す取組への参加及び協力を努めることとされており、相互に連携・協力して取組を進めます。

Ⅰ 災害に強い安全な地域づくり

鳥取県中部地震（H28.10月）や豪雨災害（H30.7月）等の発生を踏まえ、中山間地域振興の前提として、住み慣れた地域で安全に暮らすことができる「災害に強い安全な地域づくり」を推進します。

1 災害に強い安全な中山間地域づくりの推進

- ア 災害への事前の備えの充実
- イ 周辺地域との連携及び多様な主体の参加による共助の仕組みの確立
- ウ 消防団や自主防災組織など消防防災体制の強化
- エ 防災又は避難所機能を備えた暮らしを守る拠点づくりの推進
- オ 産業又は生活基盤として整備される施設の強じん化及び防災施設の整備

Ⅱ 人口減少下でも安心して暮らし続けられる地域づくり

地方創生の取組が進み、国勢調査結果などから一定程度の人口減少が確実となっている状況を踏まえ「人口減少下でも安心して暮らし続けられる地域づくり」を推進します。

2 安心な定住環境の確保及び充実

- ア 生活交通の確保及び情報通信環境等の整備
- イ 保健医療サービス・福祉サービスの維持・充実及び健康の保持増進
- ウ 地域の見守り活動・防犯活動の推進
- エ 買い物の利便性の向上
- オ コミュニティビジネスの創出・展開

3 集落機能の維持並びに集落活動の担い手の確保及び育成

- ア 地域づくり人材等の確保・育成及び多様な主体の参加、協力の推進
- イ 地域づくりを行う人的・組織的ネットワークの構築
- ウ 周辺地域との連携及び共に支え助け合う仕組みの構築

4 伝統行事、伝統文化、文化財等の維持及び継承等

5 他地域との交流等による中山間地域の維持及び発展への理解と協力

6 中山間地域と都市部との共生

7 中山間地域の公益的な機能の維持増進等

Ⅲ 人口減少に歯止めをかける仕組みづくり

全国に先駆けた移住対策や子育て支援等の定住対策によって中山間地域の人口減少に一定の歯止めがかかっていることから、更なる「人口減少に歯止めをかける地域づくり」の取組を推進します。

8 中山間地域の特色を活かした産業の振興及び仕事の創出

- ア 農林業等の生産から販売までの体制強化
- イ 農林業等、商工業、観光業の連携による新たな産業の創出
- ウ コミュニティビジネスの創出・展開
- エ 再生可能エネルギー源の利活用

9 移住の推進等による新たな人の流れの創出

- ア 人口減少の抑制及び移住定住する者の増加
- イ 地域産業を支える人材育成、企業誘致及び就業の場の確保
- ウ 農林地、宅地及び建物等の情報収集及び情報提供による有効活用

10 教育、保育等の子育て環境の整備及び確保

第四章 重点的に取り組む施策及び目標指数（KPI）

県、市町村、県民等は、相互に連携・協力して次の1から10に掲げる施策に重点的に取り組みます。

なお、県の主な施策は「別表」に掲げるとおりです。

I 災害に強い安全な地域づくり

1 災害に強い安全な中山間地域づくりの推進

(1) 目標

災害に強い安全な中山間地域づくりを推進します。

(2) 具体的施策

ア 災害への事前の備えの充実

県民の防災意識及び自助・共助の重要性への認識を高め、災害への事前の備えの充実を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・住民の防災意識を高めるため、ハザードマップを活用した防災教育、出前講座等を実施
- ・防災活動アドバイザーが集落に入り、防災マップづくりや地域の点検活動を行いながら住民が議論できる環境づくりを行った。
- ・住民の洪水時における適切な避難行動を促すため、中小河川やダム下流域の浸水想定範囲を設定するとともに、住民説明を実施

＝課題＝

- ・平常時には自助・共助の考え方について理解を深め取組を広げることが必要
- ・適切な避難行動につながるハザード情報等の提供や住民の意識向上が不可欠
- ・若い世代が不在となる昼間の災害発生などにも対応できる防災対策が必要
- ・あらゆる人が適切な避難行動が取れるよう、避難場所の確保が必要

[施策展開の方向性]

- ・県民一人ひとりが災害を「わがごと（我が事）」として捉え、市町村や関係機関、住民と連携しながら防災意識を高め災害に備える取組を進めます。
- ・ハザードマップ等を活用したハザード情報の提供・普及を進めます。
- ・あらゆる人が避難しやすい避難所環境を確保します。
- ・新型コロナウイルス感染症流行下の感染症対策の充実を図ります。

イ 周辺地域との連携及び多様な主体の参加による共助の仕組みの確立

誰もが安心して生活できるよう、周辺地域との連携及び多様な主体の参加による共助の仕組みの確立を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・地域住民の主体による独居高齢者、要介護者、障がい者等の要支援者に対する災害時の避難支援の仕組みづくり「支え愛マップづくり」を支援（R元年度末現在 604 地区で作成）

- ・中山間地域での暮らしを脅かす自然災害や鳥獣被害等から生活を守るために事前に行う除雪機の導入、雪囲いの設置等の取組に対して支援（除雪機導入 9 集落、11 台）

＝課題＝

- ・災害時における共助の取組の指導や助言を行い得るリーダーの養成や、共助の取組に参画する住民を増やすことが必要
- ・避難行動要支援者に対する支援体制づくりと、関係者間の認識や要支援者情報の共有が必要
- ・豪雪地域において、雪かきができない高齢者を支援する仕組みが必要

[施策展開の方向性]

- ・地域住民による共助の取組（支え愛マップづくり、自主防災組織の強化等）を推進し、防災文化の定着を推進します。
- ・「支え愛マップづくり」などを通じて鳥取県らしい人と人との絆を基調とした災害時の助け合い、支え合いや、多様な主体が共同して取り組む本県ならではの支え合いの活動を促進します。
- ・豪雪時の除雪ボランティア等など平時から高齢者を支援する仕組みの構築を進めます。

ウ 消防団や自主防災組織など消防防災体制の強化

消防団及び自主防災組織など消防防災体制の強化を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・自主防災組織の組織率の向上（H26：78.8% → R2：92.3%）
- ・消防団員の確保数は減少傾向にある。（H26：5,136人 → R2：4,837人）

＝課題＝

- ・独居高齢者や高齢者のみの世帯が増加していることから、日常生活や災害時対応への不安解消のため、日頃からの見守りや防犯活動の強化、災害時の消火・救助体制の充実が必要。
- ・消防団員数の減少や、団員の高齢化等が進行しているとともに、消防団員は、被雇用者が約8割を占めていることから、消防団の機能維持をするため、多様な方の加入が必要。

[施策展開の方向性]

- ・消防団、自主防災組織のより一層の充実と地域防災リーダーの養成・スキルアップを図ると共に、多様な人材の防災活動への参画を進め、住民誰もが主体的・一体的に地域防災体制を構築していくよう取り組んでいきます。

エ 防災又は避難所機能を備えた暮らしを守る拠点づくりの推進

防災機能又は避難所機能を備えた住み慣れた地域で暮らし続けるための地域生活を支える拠点の整備を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・住み慣れた地域に住み続けるため、住民同士の話し合いを通じた暮らしを守るための仕組みづくり（鳥取県版小さな拠点づくり）を進めています。

＝課題＝

- ・鳥取県中部地震において、「耐震性に心配のある避難所があった」、「ここに行けば安心という拠点が必要」、「隣接集落と離れている小規模集落への集落間サポートが難しい」などの課題があった。

[施策展開の方向性]

- ・鳥取県版小さな拠点づくりの取組を推進し、広域的な防災活動や除雪支援など共助の取組、地域の活動拠点となる施設の整備を支援します。

オ 産業又は生活基盤として整備される施設の強じん化及び防災施設の整備

産業又は生活の基盤として整備される施設の強じん化及び防災施設の整備を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震診断、耐震改修等の支援を行っている。(令和3年3月時点 住宅耐震化率85%、建築物耐震化率83%)
- ・平成30年度に県内ため池の総点検を行った。また、令和2年10月に施行された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、決壊時に周辺区域に被害を及ぼすおそれがある「防災重点農業用ため池」の指定を行った。

＝課題＝

- ・鳥取県中部地震において「耐震性に心配のある避難所があった」「ここに行けば安心という拠点が必要」などの課題があった。
- ・防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進が必要。
- ・孤立集落への対策として、衛星携帯電話等による災害時の通信手段の確保が必要。

[施策展開の方向性]

- ・震災から県民の生命・財産を守り、減災につなげるため、住宅・建築物の耐震化を促進します。
- ・ため池の決壊による水害その他の災害から県民の生命及び財産を保護するため、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図ります。
- ・災害時を含む物流・人流を確保し、地域の持続的な発展を図るため、高速道路ネットワークの整備を促進します。
- ・公共施設や道路、橋梁等社会資本が老朽化していくことから、市町村と連携し、新技術等を活用したコスト縮減や技術情報を共有しながら、適切な維持管理を図ります。
- ・避難所に指定されている学校施設等の避難所としての機能充実を進めます。
- ・携帯電話等、日常生活や災害・緊急時に不可欠な情報通信基盤の整備・充実を進めます。

(3) 目標指標 (KPI)

項目	目標設定時	最近の状況	目標
支え愛マップづくり取組自治会数	552 地区 (H30 年度)	604 地区 (R1 年度末)	800 地区 (R6 年度)
防災士認証者数	899 人 (H30 年度)	1,124 人 (R3 年 1 月末)	1,800 人 (R6 年度)
自主防災組織率	85.7% (H30年4月)	92.3% (R2年4月)	93.5% (R6年4月)
ため池改修箇所数	47 箇所 (H30年度)	52 箇所 (R2年度末)	66 箇所 (R6年度)
流木対策短期対策箇所数 (治山・砂防)	0 箇所 (H30年度)	10 箇所 (R2年度)	13 箇所 (R5年度)

II 人口減少下でも安心して暮らし続けられる地域づくり

2 安心な定住環境の確保及び充実

(1) 目 標

安心な定住環境の確保及び充実に図ります。

(2) 具体的施策

ア 生活交通の確保及び情報通信環境等の整備

地域に不可欠な生活基盤となっている生活交通の確保及び情報通信環境等の整備を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・生活交通の維持・確保に対する支援を行い、県内 7 地区（鳥取市 3 地区、智頭町、若桜町、倉吉市、日南町）で交通空白地有償運送を実施。
- ・免許返納者など高齢者向けのバス・タクシー等の交通費助成を 17 市町村（若桜町、南部町を除く。）が実施。
- ・地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにする「公共交通網形成計画」を県西部地域では平成 27 年度に、県東部地域では平成 28 年度に、県中部地域では平成 29 年度に策定済み。
- ・また、各圏域において「公共交通網形成計画」を基に具体的な事業内容を示す「公共交通再編実施計画」を県西部地域では平成 29 年度に、県中部地域では令和元年度に策定した。
- ・地域の実情に応じてバス・タクシー・共助交通を適材適所で組み合わせ可能な支援制度を令和 2 年度に創設し、新たに交通体系の見直しを行う市町村が出てきている。（令和 2 年度は実証運行などの新たな取組が 8 市町 9 地区（鳥取市 2 地区、八頭町、若桜町、智頭町、琴浦町、大山町、南部町、日南町）で開始。令和 3 年度に向けて 3 町（三朝町、日野町、江府町）で検討中。）
- ・日本財団と県共同プロジェクトによりユニバーサルデザインタクシーを 200 台（県内小型タクシーの約半数）導入するとともに、ユニバーサルデザインタクシードライバーの接遇等の研修を実施し、誰もが移動しやすい環境づくりを進めている。
- ・八頭町内公道において、SB ドライブ(株)を運行主体としたバス自動運転実証実験を実施（H31.3～4）
- ・日本財団との共同プロジェクトにより、令和元年度より住民主体の共助による移動支援の取組が進められ、その事業趣旨を継承し、令和 2 年度以降に県事業として取組を支援し、各地域で取組が進んでいる（米子市、大山町、倉吉市など）。
- ・全市町村でブロードバンド通信環境が整備され、携帯電話の不感地区も大幅に解消している。（不感地区 14 箇所）
- ・テレビ電話を活用した高齢者の安否確認などが導入されている。（智頭町）

＝課 題＝

- ・公共交通の利用者減やドライバー不足からタクシー、バス事業者の撤退や路線の廃止・縮小が進行
- ・路線バスの便数や時間帯が限られており、住民の利便性の確保が困難
- ・幹線部から離れた集落など、高齢化によりバス停までの移動が困難な高齢者が存在
- ・自家用車の普及・少子高齢化の進展による公共交通の利用者減に加え、新型コロナの影響による生活変容を受け、コロナ終息後の公共交通の利用者はコロナ禍前の水準まで回復しない恐れがある。
- ・バス自動運転の実施には、法律改正・事故が起こった時の責任の所在の整理、走行不能になった時の対応、導入経費が高価等の課題
- ・高齢者が加害者・被害者となる交通事故が多発
- ・ブロードバンド環境が整備されているが、高齢者の利用しやすい機器・サービスの拡大が必要

[施策展開の方向性]

- ・地域のニーズに即した多様な交通サービスの展開や分かりやすく使いやすいサービスの提供など、生活交通を再構築する取組を進めるとともに、ドライバー等の担い手確保の取組を進めます。
- ・コロナによる社会情勢の変化等を踏まえた公共交通のあり方の再検討を進めるとともに、バス情報の標準化・オープン化や、待合環境の整備等により利用促進を図ります。
- ・Society5.0の実現に向けて、情報通信基盤（光ファイバーや5G（第5世代移動通信システム）などの超高速情報通信網）の整備を推進するとともに、農林水産業を含めた県内産業や医療、交通、防災をはじめとした県民生活に必要な公共サービスへの活用を進めます。
- ・行政手続きのオンライン化の取組をすすめるとともに、全ての県民が等しく必要な情報やサービスを受けられるようデジタル対応に不慣れた県民に寄り添ったサポート体制を構築するなど、県民の利便性向上及び行政のデジタル化を進めます。

イ 保健医療サービス・福祉サービスの維持・充実及び健康の保持増進

地域における医師、看護人材及び介護人材の確保による保健医療サービス及び福祉サービスの維持及び充実を図り、住民自らの健康の保持増進を進める。

＝これまでの取組・現状＝

- ・地域包括ケアシステム構築へ向け、中核的な機関である地域包括支援センターの体制強化、地域ケア会議の充実、住民主体の介護予防の取組の推進、生活支援体制整備等への支援を実施。
- ・介護人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善を図る総合的な人材確保対策事業の実施。
- ・地域住民の支え合い活動の拠点である「鳥取ふれあい共生ホーム」設置の支援を実施。（R3.3月末時点19市町村、75箇所）
- ・日本財団と連携した、江府町俣野地区における医療人材の育成拠点「俣野ふれ愛学舎」の設置（H31.4月開設）
- ・鳥取県ドクターヘリの運航（H30.3月～）や鳥取大学医学部附属病院のドクターカーの運行支援。
- ・大学、専門学校、看護協会等と連携した「まちの保健室」の取組を支援している。

＝課題＝

- ・高齢化の進展に伴い、保健医療・福祉へのニーズが高まる一方、地域の病院等の拠点施設の不足、通院のための交通の不便さ等の課題を抱え、住民の健康の保持・増進が不安
- ・更なる高齢化の進展や認知症の方の増加等に対応し、地域における高齢者のケア体制の強化や、保健医療・福祉のきめ細かな提供体制の維持充実が必要
- ・中山間地域の診療所等での医療福祉サービスを担う、医師、看護師、介護人材等の確保が困難

[施策展開の方向性]

- ・高齢者が住み慣れた地域に安心して暮らせるよう、保健医療・福祉サービスが切れ目なく一体的に提供される仕組みづくり（地域包括ケアシステム）を進めます。
- ・健康寿命を延伸させ、地域全体で相互に助け合い、支え合って生きていくことができる社会の実現に向け、市町村や関係機関と連携して地域住民が健康づくりを実践しやすい環境の整備を進めます。
- ・奨学金の貸与等により地域医療を支える医療従事者の確保を推進するとともに、就業環境改善等により離職防止と再就業を支援します。
- ・ひきこもりの状態にある方に対する正しい理解を深めるとともに、各市町村の実情に応じた支援体制を確立し、ひきこもりの状態にある方の早期把握・早期支援に取り組みます。
- ・アクセスポイント増設等により鳥取情報ハイウェイの利活用を推進し、医療機関の電子カ

ルテや診療デジタル画像データ共有による疾病、病診連携等を進めます。

ウ 地域の見守り活動・防犯活動の推進

地域の見守り活動及び防犯に係る活動の推進を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・中山間地域で事業活動を実施する事業者と、見守り活動に係る協定を締結している。(令和2年度末現在で73事業者)
- ・鳥取市、日野町、江府町において、移動販売と「見守り活動」を組み合わせた「買い物福祉サービス」の取組が行われている。(令和2年度6地域)
- ・琴浦町では、認知症になっても安心して暮らしていけるように「あったか琴浦・徘徊あんしんネット」(地域全体で徘徊者の搜索等を行う仕組み)を導入している。
- ・智頭町では、高齢者等の消費者被害防止のため、地域全体で見守り活動に取り組む「智頭町消費者行政対策ネットワーク協議会」を設置している。(H20年度設置 → R元年度に法定協議会に位置づけ)

＝課題＝

- ・独居の高齢者や高齢者のみの世帯が増加していることから、日常生活や災害時対応への不安解消のため、日頃からの見守りや防犯活動の強化、災害時の消火・救助体制の充実が必要

[施策展開の方向性]

- ・様々な関係主体による地域ぐるみでの見守り活動の推進、見守り体制・ネットワークの確立を推進します。
- ・特殊詐欺や悪質商法など、高齢者等の犯罪被害防止のため、関係機関が連携・協力した啓発活動を推進します。

エ 買い物の利便性の向上

住民が食料品、日用品等の買い物に不便を感じないように、その利便性の向上を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・中山間地域における移動販売車の導入や運行を支援(令和2年度末までに14市町25台の移動販売車を支援)。
- ・米子市永江地区「支え愛の店ながえ」や倉吉市灘手地区「明るいノーゾン」など、地域の小売店撤退後、地域住民が運営する「地域スーパー」の取組が行われている地区もあります。

＝課題＝

- ・身近なスーパーや小売店等の閉鎖により買い物困難地域が拡大し、交通が不便な地域の車を持たない高齢者など、日常的な買い物もままならない、いわゆる「買い物弱者」「買い物難民」が急増
- ・一部の地域で移動販売等の買い物支援サービスが提供されているが、事業の採算性、利用者の利便性等に課題

[施策展開の方向性]

- ・民間企業と連携した移動販売や、地域拠点施設への店舗機能付加などによって、買い物機能を確保します。

オ コミュニティビジネスの創出・展開

住民が地域に住み続けることができるように、コミュニティビジネス(県民等が中心となって地域が抱える課題を解決に導こうとする事業)の創出及び展開を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・地域の遊休施設等を活用したコミュニティビジネスや、小さな拠点づくりに向けた計画策定の支援により、農家レストラン・地域共同売店の設置（伯耆町日光地区、八頭町隼地区）、子どもの居場所づくり（大山町高麗地区）、コミュニティ食堂開設（琴浦町古布庄地区）、地元で狩猟されたジビエの利活用（智頭町那岐地区）、コワーキングスペース開設（大山町神田地区）等の取組が行われている。
- ・継業に関する「座談会」を開催し、地域での話し合いを促進した。

＝課題＝

- ・中山間地域では、都市部に比べ、地域で生活するための様々なサービスが不足
- ・住民が安心して暮らせる生活環境を確保するため、地域に不足するサービスを提供する小規模なビジネスの継続・拡大を図っていくことが必要
- ・中山間地域の活性化を図るためには、住民による地域資源を活用した特産品づくり、農家レストラン等の取組を広げることが必要

[施策展開の方向性]

- ・配食サービス、家事支援など地域の実情に応じた生活サービス等、地域住民の安全・安心な生活の確保に貢献するコミュニティビジネスの創出・展開・継業を支援します。
- ・空き施設を活用したシェアオフィスや、地域資源を活用した加工品製造・販売、農家レストランの开店、宿泊施設の開設など、一定の雇用と生きがいを生み出し、地域内消費の維持・拡大を目指すとともに地域外からの収入確保を目指す取組を支援します。

(3) 目標指標 (KPI)

項目	目標設定時	最近の状況	目標
新たな地域交通体系構築に向けた取組件数	—	9 件 (R2 年度末見込)	19 件 (R2～R6 年度)
超高速情報通信網（光ファイバー網）整備市町村数	11 市町村 (H30 年度)	16 市町村 (R2 年度)	17 市町村 (R6 年度)
鳥取ふれあい共生ホーム設置数	71 箇所 (H30年度)	75 箇所 (R2年度末)	95 箇所 (R6年度)
健康寿命（全国順位）	男性33位 [71.69年] 女性40位 [74.14年] (H29年)	男性33位 [71.69年] 女性40位 [74.14年] (H29年)	男女とも 全国順位10位以内 (R5年)
とっとり方式認知症予防プログラムの実施市町村数	0 市町村 (H30年度)	8 市町村 (R3年2月末)	19 市町村 (R6年度)
暮らしを守るための仕組み(小さな拠点)づくりに取り組む地区数	24 地区 (H30 年度)	38 地区 (R2 年度末)	45 地区 (R6 年度)
中山間集落見守り活動に参加する事業者数	70 事業者 (H30年度末)	73 事業者 (R3年2月末)	85 事業者 (R6年度)
買い物福祉サービスを実施する地域数	4 地域 (H30年度)	6 地域 (R2年度)	9 地域 (R6年度)

3 集落機能の維持並びに集落活動の担い手の確保及び育成

(1) 目 標

集落機能の維持並びに集落活動を着実に進めるための実行体制の強化を、中山間地域内外の人材を生かしながら進めます。

(2) 具体的施策

ア 地域づくり人材等の確保・育成及び多様な主体の参加、協力の推進

地域づくりの担い手、推進役又は支援役となる人材、団体等の確保及び育成を図るとともに、高校生など若者も含む多様な主体の地域づくりへの参加及び協力を促進し、その活躍の推進を支援します。

＝これまでの取組・現状＝

- ・地域おこし協力隊の増加 7人 (H24) → 62人 (R2.12) これまでに18市町で導入
- ・集落支援員(専任)の増加 41人 (H24) → 79人 (R2) 2市10町で導入
- ・小規模高齢化集落への移住者(若者定住等による集落活性化総合対策事業の活用) 5市町14集落で、19世帯、41人 (H25からの累計)

＝課題＝

- ・過疎化・高齢化により、地域づくりの担い手や推進役の高齢化が進み、地域の次代を担うリーダー人材が不足
- ・地域で育った若者の高等教育機関への進学等を理由とした周辺都市や大都市への転出により、地域の担い手が減少
- ・集落支援員の配置など外部人材の導入を含めて、地域づくりを担う人材の確保・育成が急務であり、また、地域リーダー等の活動をサポートする組織体制づくりが必要
- ・地域おこし協力隊が各地域で活発に活動し、地域活性化に寄与している一方で、3年の任期終了後いかに生活を安定させ、その地域に定着し続けられるかが課題
- ・地域住民に地域の課題をワガゴト化(実感化)してもらうことが重要

[施策展開の方向性]

- ・地域づくりを担う人材の世代交代や若者の参加を促すとともに、IJUターナー者や地域おこし協力隊など外部人材の活用を進めます。
- ・観光以上、定住未満のつながりで、特定の地域と多様に関わり応援する「関係人口」の拡大・創出の取組を強化します。
- ・民間事業者等からの協働連携に関する相談・提案を一元的に受け付ける窓口「民間提案事業サポートデスク」を設置するとともに、県と民間事業者等が連携・協力し、民間事業者等のノウハウやアイデアにより地域課題を解決する取組を推進します。
- ・地域課題の解決に向け、主体的に行動する担い手を確保するため、住民主体の活動や地域での話し合いをサポートするとともに、広域的地域運営組織の設置・運営を促進します。
- ・市町村と連携し、集落支援員や社会教育士等コーディネーター人材の計画的な配置を促進します。
- ・子どもたちが、鳥取県の豊かな自然の中で、文化芸術活動など、地域で活躍している人々の生き方等を通し、鳥取県に誇りと愛着を持ち、「ふるさと鳥取」をさらに継承・発展させようとする意欲や態度を養います。

イ 地域づくりを行う人的・組織的ネットワークの構築

地域づくりを行う人的及び組織的なネットワークの構築を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・地域おこし協力隊の増加 7人 (H24) → 62人 (R2.12) これまでに18市町で導入
- ・集落支援員(専任)の増加 41人 (H24) → 79人 (R2) 2市10町で導入
- ・小規模高齢化集落への移住者(若者定住等による集落活性化総合対策事業の活用) 5市町14集落で、19世帯、41人 (H25からの累計)
- ・集落を越えた広域的地域運営組織づくり、地域活性化等の取組や、複数集落が連携し、旧小学校等を活用した小さな拠点づくりに向けた計画づくり等の支援を行った。

＝課題＝

- ・過疎化・高齢化の進展による集落規模の縮小により、単独では集落機能を維持し、集落活動を継続することが困難な地域が増加
- ・集落の担い手の減少などにより、住民同士が共に支え合う機能も低下
- ・地域における住民の自立した生活を確保するための、集落を越えた連携・協力の取組や、複数集落にまたがる広域的な地域運営組織づくりの推進が課題

[施策展開の方向性]

- ・地域づくりを担う若者やリーダー等を継続的に育成するための研修の実施とそれを通じたネットワークの構築、活動地域内外との情報交換の機会創出を支援します。
- ・中間支援組織と協働した地域づくりを進めます。

ウ 周辺地域との連携及び共に支え助け合う仕組みの構築

著しい人口の減少及び高齢化により地域社会の活力が低下している地域において、住民の安心な日常生活及び社会生活を確保し、並びに災害に備えるため、周辺地域との連携及び県民等が共に支え助け合う仕組みの構築を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・「とっとり集落創造シート」を開発し、これを活用した住民同士の話し合いのきっかけづくりを実施。(H30末 14市町 927集落で活用)
- ・広域的な地域運営組織の立ち上げ促進と活動支援を実施。
- ・小さな拠点形成に向けた公民館区、小学校区等単位の広域的な運営組織づくり、計画検討、担い手の確保・育成を支援。

＝課題＝

- ・過疎化・高齢化の進展による集落規模の縮小により、単独では集落機能を維持し、集落活動を継続することが困難な地域が増加
- ・また、集落の担い手の減少などにより、住民同士が共に支え合う機能も低下
- ・地域における住民の自立した生活を確保するための、集落内の取組や集落を越えた連携・協力の取組、複数集落にまたがる広域的な地域運営組織づくりの推進が課題

[施策展開の方向性]

- ・住み慣れた地域に住み続けるため、集落を越えた広域的な地域において、住民同士の話し合いを通じた暮らしを守るための仕組み(小さな拠点)づくりの取組を推進するとともに、地域住民の支え愛活動の拠点となる「鳥取ふれあい共生ホーム」などの全県展開を加速します。
- ・地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する広域的な地域運営組織の設置・運営を促進します。
- ・集落の状況を客観的に把握する(集落点検の実施)人口推計プログラム「とっとり集落創造シート」や「支え愛マップづくり」を活用した住民同士の話し合いのきっかけづくりを促進します。

(3) 目標指標 (KPI)

項目	目標設定時	最近の状況	目標
「将来は今住んでいる地域や鳥取県で働きたい」高校生の割合	49.0% (H30年度)	55.7% (R1年度)	60% (R6年度)
令和新时代創造県民運動実践団体登録数	431団体 (H30年度)	468団体 (R1年度末)	540団体 (R6年度)
暮らしを守るための仕組み(小さな拠点)づくりに取り組む地区数(再掲)	24地区 (H30年度)	38地区 (R2年度末)	45地区 (R6年度)

4 伝統行事、伝統文化及び文化財等の維持及び継承等

(1) 目 標

中山間地域の歴史と風土の中で生まれ、地域の誇りとして大切に守られてきた伝統行事、伝統文化、文化財等の維持及び継承を図るとともに、これに係る人材を育成し、元気で個性豊かな地域づくりを推進します。

(2) 具体的施策

＝これまでの取組・現状＝

- ・令和 2 年 3 月に鳥取県文化財保存活用大綱を定め、県内各地域に所在する文化財の保存と活用を推進するために必要な考え方や方策、体制づくり、文化財の把握などに関する指針を示している。
- ・国・県指定文化財の増加
国指定文化財 116 件 (H24.10) → 124 件 (R3.3)
県指定文化財 252 件 (H24.10) → 309 件 (R3.3)
- ・県指定民俗文化財である伝統行事のうち 2 件は継続が困難となり休止となっている。
- ・地域で守られてきた伝統芸能活動に係る発表の場を提供することにより、継承者の育成や活動に対する意欲向上など活性化を図っている。(毎年 6 団体程度が活動発表。)

＝課 題＝

- ・中山間地域には、歴史と風土の中で育まれた貴重な伝統行事や伝統芸能、文化財等が多数存在するが、伝統文化に対する理解や認識の低下、過疎化・高齢化による担い手や管理者の不足等により、地域の伝統文化を維持・継承することが困難であったり、文化財の滅失・散逸が懸念される状況

[施策展開の方向性]

- ・地域にある文化財の存在及びその本質や魅力を知り、それを生かす工夫を通じ保存を図りながら、市町村や関係団体等と連携し、地域活性化へとつなげます。
- ・地域に残る有形・無形の文化資源を守り伝え磨き上げながら、国内外に発信することにより、観光等への活用を推進します。
- ・教育現場との連携による地域の伝統文化等の継承、次代の担い手の育成と確保を推進します。

5 他地域との交流等による中山間地域の維持及び発展への理解と協力

(1) 目 標

地域の資源を活かした体験や人との触れ合いをその内容に含む旅行の形態であるニューツーリズムの創出及び展開をはじめとして、中山間地域と県内及び県外の他地域との多様な交流を図るとともに、これらの交流により県民等の中山間地域の有する公益的な価値への関心を高め、県民等に中山間地域の維持及び発展への理解と協力を得ます。

(2) 具体的施策

＝これまでの取組・現状＝

- ・地域資源の観光メニュー化や規模拡大、県外への情報発信やプロモーションを行う団体の支援により新たな観光メニュー等の取組団体が増加した (延べ 48 団体)。
- ・また、本県への教育旅行の誘致拡大に向け、県としてまとまった形でのプロモーションや

受地体制の整備等を図るため「鳥取県教育旅行誘致促進協議会」を平成 27 年 6 月に設立。同協議会による教育旅行の誘致数が増えてきており令和元年度は、37 校 5,193 人の受け入れを行った。

- ・新型コロナウイルス感染症は都市部への集中から地方への分散という流れを加速し、豊かな自然を持つ地方の魅力が再発見される契機になっている。

＝課 題＝

- ・豊かな自然環境などの地域資源を活かした都市部等との交流の取組は、地域活性化の一方策として期待されるが、今のところ一部の地域や一過性の交流に留まる状況
- ・体験型プログラムを取り入れたツーリズムや教育旅行へのニーズが高まる中、農山漁村体験等地域の自然・伝統・文化・歴史等の体験メニューを提供する農山漁村交流型民泊における魅力の創出、観光地としての魅力発信を進めることが必要

〔施策展開の方向性〕

- ・鳥取ならではの恵まれた自然、伝統文化、農林水産品の魅力を堪能する滞在や農村地域の人々との交流を楽しむなどの農山漁村滞在型旅行（農泊）、集落の環境保全活動、農作業支援など、中山間地域の特性や地域資源を活用した各種ニューツーリズムの創出・展開等により、県内外の他地域との多様な交流を図り、多様な主体による中山間地域の保全につなげます。
- ・森林セラピーなど豊かな自然を活用した企業によるメンタルヘルスケア、地元の食と暮らしを堪能できる受入体制づくりや地元で精通したガイド育成など、大都市圏等との交流人口拡大が図られる癒やしの地域づくりを進めます。
- ・国内外のアーティスト等が移住や滞在により、地域住民と共にアートを活用した地域づくりや人づくりを行う取組である「工芸・アート村」の活動を支援し、「アートピアとっとり」の実現に取り組みます。
- ・観光以上、定住未満のつながりで、特定の地域と多様に関わり応援する「関係人口」を拡大・創出するため、ワーケーションの推進等の取組を強化します。

(3) 目標指標 (KPI)

項目	目標設定時	最近の状況	目標
都市圏等在住者を受け入れて地域の活性化に取り組む地域・団体数	10 団体 (R1 年度)	17 団体 (R1 年度末)	30 団体 (R6 年度)

6 中山間地域と都市部との共生

(1) 目 標

均衡ある地域づくりを図るため、豊かな自然、歴史、文化等を有する中山間地域と医療、人材、産業の分野等において広く機能を有する都市部等との連携及び協力を図ります。

(2) 具体的施策

＝これまでの取組・現状＝

- ・とっとり共生の森 19 の参画企業により 25 箇所森林保全活動が実施されている(R1)。
- ・とっとり共生の里 17 地区で協定 (H24 以降の累計)
- ・農山村ボランティアの増 30 地区 (H24) → 46 地区 (H30)

＝課 題＝

- ・中山間地域と都市部とが、互いの機能や特性を理解し、棲み分けや相互補完を図ることが期待されているが、まだ十分な連携・協力が図られていない状況

[施策展開の方向性]

- ・豊かな自然、歴史、文化等を有する中山間地域と、人材、産業等を有する都市部との連携・協力による均衡ある地域づくりを図るため、中山間地域の特性を生かした都市部との共生を推進します。

(3) 目標指標 (KPI)

項目	目標設定時	最近の状況	目標
とっとり共生の里地区数	17 地区 (H30 年度)	17 地区 (R2年度)	20 地区 (R6年度)
森林体験・里山整備活動の参加者数	5,475 人 (H30 年度)	4,151 人 (R1年度)	26,000 人 (R2～R6年度)

7 中山間地域の公益的な機能の維持増進等

(1) 目 標

鳥獣による被害の防止、自然環境及び農林地の保全、里山の整備等により、治山、治水、水源のかん養等の公益的な機能の維持及び強化を図るとともに、中山間地域の公益的価値への県民等の理解を深めます。

(2) 具体的施策

＝これまでの取組・現状＝

- ・森林経営計画の認定率の増 23% (H24) → 35% (H30)
- ・農地を守る直接支払制度の取組集落の減少
685 協定、8,023ha (H24) → 597 協定、7,591ha (R2)
- ・耕作放棄地(農業センサス)の増 3,616ha (H22)→ 3,832ha (H27)
- ・鳥獣による農作物被害額が再び増 72 百万円 (H24) → 81 百万円 (H30)

＝課 題＝

- ・山間集落では、耕作放棄地や管理されない山林が発生
- ・人口減少と高齢化により、水源かん養や大雨による土砂災害の防止など、公益的機能が発揮できるか不安
- ・有害鳥獣として捕獲されたジビエの利活用率を上げ、フードロス削減につなげるとともに、本県の特産品として普及推進していく。

[施策展開の方向性]

- ・多様なサポーターによる里山資源の維持活動などにより、里山資源を活かした地域の活性化につなげます。
- ・集落の担い手を確保し農地を守るため、集落営農の維持・発展や組織化への取組を支援します。
- ・持続可能な森林経営に向けて、伐採時期を迎えた森林の適切な伐採と植栽による若返りを進め、若齢級から高齢級までバランスよく生育した多様な森林を目指します。
- ・清らかな地下水の保全を進め、利用後の生活排水や工場排水等についても、河川や湖沼の水質汚濁の抑制や生活排水処理施設の整備・普及等により、安心して暮らせる住環境を守り、親しみやすい水環境の保全及び利活用を進めます。
- ・首都圏を中心とした都市部と県内の一般消費者へジビエ普及推進活動を図り、ジビエが鳥取県特産のサスティナブルフードとして定着していくことを目指します。

(3) 目標指標 (KPI)

項目	目標設定時	最近の状況	目標
多面的機能支払交付金（農地維持活動）の取組面積（農振農用地区域面積に対する取組面積カバー率）	51% (R1 年度)	52% (R2 年度)	60% (R6 年度)
60 歳未満の県内狩猟免許所持者数	887人 (H30 年度末)	889 人 (R1 年度末)	1,100 人 (R6 年度末)
生活排水処理人口普及率	94.1% (H30 年度)	94.8% (R1 年度)	96.8% (R6 年度)

Ⅲ 人口減少に歯止めをかける仕組みづくり

8 中山間地域の特色を生かした産業の振興及び仕事の創出

(1) 目 標

中山間地域の特色を生かした産業の振興及び仕事の創出を進めます。

(2) 具体的施策

ア 農林業等の生産から販売までの体制強化

地域の特色を生かした農林業等の生産から販売までの体制の強化を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・新規農林業従事者の増加 新規就農者 1,262 人（H24 からの累計）
新規林業従事者 469 人（H24 からの累計）
- ・6次産業化・農商工連携支援事業の取組支援 延べ取組支援件数 111 件（中山間地域）

＝課 題＝

- ・特産品づくり等に取り組むグループが多数存在するが、販売ルート等に課題
- ・中山間地域における多種多様な地域資源を強みとして、産業振興や地域の活性化に結びつけることが必要だが、必ずしも売れるものづくりに結びついていない状況
- ・特産品づくりに必要な地域の魅力の掘り起しやマーケティングが十分に行われておらず、専門的な知見の投入等が必要

[施策展開の方向性]

- ・鳥取県農業生産 1 千億円達成プラン（平成 30 年 3 月策定）を着実に実行し、農業所得の向上を目指し、次の取組を推進します。
 - ・米「星空舞」、梨「新甘泉」、柿「輝太郎」、ながいも「ねばりっ娘」、芝「グリーンバード J」、いちご「とっておき」など、県開発品種の導入推進
 - ・高能力種雄牛の活用、繁殖雌牛の増頭と和子牛の生産拡大
 - ・高品質生乳の安定生産
 - ・鳥取型低コストハウスの導入による施設園芸の推進
 - ・鳥取和牛、星空舞、五輝星、新甘泉、輝太郎など高品質な本県農林水産物のトップブランド化、地理的表示保護制度(GI)の活用等による「食のみやこ鳥取県」のブランド力向上
- ・担い手不足や高齢化の進展に対応するため、スマート農業の導入による生産性・収益性の向上を推進します。

- ・集落の担い手を確保し農地を守るため、集落営農の維持・発展や組織化への取組を支援します。
- ・地産地消運動を一層推進し、県産農林産物の利用・消費拡大を図ります。
- ・「あんしん安全」な農産物の生産体制を構築します。
- ・CLT や LVL、内装材など高付加価値製品の生産、普及、販路拡大を進めるとともに、県産材活用を推進し、「木づかいの国とっとり」の実現を目指します。
- ・スマート林業の導入や路網と高性能林業機械等を適切に組み合わせた作業システムの普及により、生産性・収益性の向上を推進します。
- ・持続可能な森林経営に向けて、間伐等と併せて伐採時期を迎えた森林の適切な伐採と植栽による若返りを進め、若齢級から高齢級までバランスよく生育した多様な森林を目指します。
- ・鳥取茸王など鳥取県産原木しいたけ 115 号の販売戦略を充実させるとともに、生産技術の向上と新たな担い手の確保を進めながら、ブランド化を推進するとともに、特用林産物を活用した新たな産業の創出を目指します。
- ・6次産業化の相談窓口「鳥取県6次産業化サポートセンター」を設置するとともに、加工食品製造や販売の知識を有する専門家の派遣により、県産農林水産物を使用した加工食品のブラッシュアップと販売促進を図ります。

イ 農林業等、商工業、観光業の連携による新たな産業の創出

農林業等、商工業及び観光業が連携し、地域資源を活用した新たな産業の創出を図ります。

＝これまでの取組・現状・現状＝

- ・6次産業化・農商工連携支援事業の取組支援 延べ取組支援件数 111 件（中山間地域）
- ・コミュニティビジネス・遊休施設活用支援により、35 事業者が新たに取組開始（H24 からの累計）

＝課題＝

- ・農林業等、商工業、観光等の連携が十分でなく、中山間地域の資源を十分に活用することができていない状況
- ・都市部から人を呼び込むための仕掛けが必要だが、戦略を練るための情報交換の場が不足
- ・また、加工施設、直売所、農家レストラン、宿泊場所等の施設整備が不足

[施策展開の方向性]

- ・農林漁業者自らが、加工・製造、流通・販売までを一体的に取り組み付加価値を創出する6次産業化の推進とともに、加工ミッシングリンクの解消など農商工連携を拡大します。
- ・体験メニューの受入団体や民泊施設の一元化など、農山漁村における体験型の教育旅行や企業の研修旅行などの誘致・受入を行う態勢づくりを推進し、体験型教育旅行の受入れを促進します。
- ・鳥取県らしさを堪能する特色ある宿泊体験（民泊、古民家活用）等を観光素材として磨き上げ、「魅力ある滞在エリア」づくりを進めます。

ウ コミュニティビジネスの創出及び展開（再掲 P12）

エ 再生可能エネルギー源の利活用

地域の再生可能エネルギー源を有効に利活用することにより、新たな産業の創出、雇用の拡大等を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・ 県内の再生可能エネルギーの導入量は、「とっとり環境イニシアティブプラン」の目標値を上回る 1,034MW（令和 2 年 3 月実績）に達しており、また、再エネ比率は 38.7%と県内の民生用電力を賄えるまでに達した。
- ・ 県内で稼働する 2 社の大規模な木質バイオマスプラント（熱電併給）は、燃料として県産の間伐由来の木質チップを調達しており、県内の林業や木材産業の活性化に寄与している。
- ・ 水力発電は、老朽化した発電設備の更新が進みつつ、地域において新規導入の検討が行われている。

＝課 題＝

- ・ 再生可能エネルギーの導入にあたっては地域の理解のもと自然環境との調和を図るとともに県内の家庭、企業、団体など地域が主体的に再生可能エネルギーを自らの活動に活用していく必要がある。

[施策展開の方向性]

- ・ 地域住民や地元企業等が連携して行う小水力発電や木質バイオマス等の地域資源を活用した地産地消型のエネルギー利用を推進します。

(3) 目標指標 (KPI)

項目	目標設定時	最近の状況	目標
農業産出額	743 億円 (H30年)	743 億円 (H30年)	900 億円 (R4年)
和牛繁殖雌牛頭数	3,754 頭 (H30年度)	4,089 頭 (R1年度)	5,000 頭 (R6年度)
「星空舞」栽培面積	5 ha (H30年)	366 ha (R1年)	3,000 ha (R5年)
「新甘泉」作付面積	118 ha (H30年度)	123.3 ha (R1年度)	150 ha (R5年度)
木材素材生産量	30.5万m ³ (H30年度)	30.5万m ³ (R1年度)	40万m ³ (R5年度)
6次産業化及び農商工連携事業の取組累計数	287 件 (H30年度)	307 件 (R3年1月末)	355 件 (R6年度)
木質バイオマスエネルギー利用施設数	21 台 (R1年度)	21 台 (R1年度)	23 台 (R6年度)
小水力発電導入数	49 件 (R1 年度)	49 件 (R1 年度)	51 件 (R6 年度)

9 移住の推進等による新たな人の流れの創出

(1) 目 標

地域における人口の減少を抑制し、地域の活力を維持するため、移住の推進等による新たな人の流れを創出します。

(2) 具体的施策

ア 人口減少の抑制及び移住定住する者の増加

南海トラフ地震などの大規模災害に加え、新型コロナウイルス感染症などの人口の過密化が

拡大要因となる新たなリスクが認識されたことで、都市部への集中から地方への分散という流れが加速し、今後、地方での暮らしに関心が高まることが予想されます。そうした都市居住者のニーズを踏まえ、ウェブ会議システム等を活用した移住相談やイベント、交流会等を通じて移住希望者の裾野を広げるとともに、市町村や民間による手厚い移住支援につなげることにより、引き続き鳥取県への移住者の増加を目指します。

＝これまでの取組・現状＝

- ・移住者の増加(H27～30 累計) 8,258 人／5,813 世帯（うち中山間市町への移住は 2,827 世帯）
- ・子育て世代の移住が見られる一方で、20 代の転出が大きい。
- ・小規模高齢化集落への移住者（若者定住等による集落活性化総合対策事業の活用） 4 市町 14 集落で、19 世帯、41 人（H25 からの累計）

＝課題＝

- ・集落活動の担い手の確保、集落機能の維持を図るため、地域外からの移住・定住者の獲得や、集落の人口減少の抑制が必要

[施策展開の方向性]

- ・相談窓口機能や情報提供の充実など、移住定住に関する相談体制、情報発信を強化します。
- ・移住定住のための住居確保への支援など、移住定住者の受入体制の強化を進めます。
- ・農業をはじめとする移住定住希望者の就労や創業支援に対する産業雇用施策を強化します。
- ・県民がとっとり暮らしの豊かさを実感し、社会全体で若者定着や U ターン促進に取り組む機運を盛り上げていくよう、PTA 等と連携した親世代への啓発をはじめ、産学官金労言による若者流出対策の県民運動を展開する。
- ・鳥取県に誇りと愛着を持ち、郷土を支える人材育成を目指すふるさとキャリア教育や若者向け情報発信の強化、企業のオンラインでの採用活動支援、県内就職する大学生等が借り入れた奨学金の返還助成などにより、若者の県内定着及び県内就職を促進します。
- ・結婚や出産の機会に「鳥取で暮らす」ことを選択する IJU ターンを後押しするための奨励金を創設し、鳥取で新しいライフステージを迎える若者を応援します。
- ・子育て世代などの若手移住希望者に向けた、良好な子育て・教育環境等の情報発信を強化します。
- ・帰省シーズンを狙った広報や大都市圏で活動する県出身者ネットワークとの連携など、様々な情報発信を行って U ターンにつなげます。
- ・元気高齢者（アクティブシニア）をはじめとする都市圏等からの移住者が、地域の方々と共に知識や経験を活かしつつ活躍し続けていただける生涯活躍のまちづくり（CCRC）の取組を推進します。
- ・地域課題を解決する人材を移住者として呼び込み、地域コミュニティを活性化する意欲のある移住者等を支える地域ネットワーク組織・団体を増やすことにより、移住者と連携したまちづくりを進めます。

イ 地域産業を支える人材育成、企業誘致及び就業の場の確保

関係機関、事業者、中山間地域内外の助言者などとともに、地域の産業を支える人材の育成、企業の誘致及び就業の場の確保を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・企業誘致や県内企業の新増設の取組支援により、平成 24 年度から平成 30 年度の間に企業誘致 67 社（雇用計画 4,171 人）、県内企業の新増設 223 社（雇用計画 2,924 人）の実績となった。

- ・就農支援や新規林業従事者育成等の取組により、平成 27 年度から平成 30 年度の間に新規就農者 816 人、新規林業従事者 342 人の実績となった。

＝課 題＝

- ・中山間地域では、都市部に比べ企業等が少なく、就業の場が不足
- ・人口減少等により、中山間地域の企業が撤退、廃業するなど、地域の雇用の機会が縮小
- ・就業の場を確保するため、企業誘致等、農林水産業での就業の場の確保、中山間地域での起業支援などが必要

[施策展開の方向性]

- ・中山間地域への企業立地、地域資源を活用した新たな産業の起業を支援します。
- ・新型コロナウイルス感染症による外出自粛などにより、テレワークなど新たな勤務形態の定着やリスク回避のための拠点分散化等が進むことが予想されることから、都市部の企業のサテライトオフィス誘致を進めます。
- ・県内企業の活性化と地元からの起業を促進するための支援策の強化を進めます。
- ・農林水産業における新規就業者の確保など就業の場の創出を進めます。
- ・人口の急減に直面している地域において、地域社会の維持及び地域経済の活性化を推進するため、農林水産業・商工業など地域産業の担い手を確保する取組を促進します。

ウ 農林地、宅地及び建物等の情報収集及び情報提供による有効活用

管理が困難となり放棄され、又は放置されるおそれのある土地建物等の情報を収集し、利活用を希望する者に提供するなどしてその有効活用を図ります。

＝これまでの取組・現状＝

- ・農地情報を掲載したインターネットサイト「農地ナビ」を国が運用中。
- ・県と市町村、林業事業者とが森林情報を共有する森林クラウドシステムの運用を平成 30 年度から開始した。これに、過去の森林施業履歴や林道・林業専用道の情報を掲載し、新たな森林管理システムを推進する市町村等の支援を活用する。
- ・市町村が空き家実態調査を実施するとともに、利活用可能な空き家に関して、貸し出し等を促進する「空き家バンク」を運用中。また、移住定住推進交付金により移住を促進するための空き家の改修等の支援を行っている。

＝課 題＝

- ・人口減少や高齢化により、山間集落では、耕作放棄地の発生や管理されない山林が発生
- ・空き家が増加し、適正な管理がなされず、老朽化による倒壊のおそれのある危険空き家が顕在化
- ・地域外への建物所有者の転出等により、所有者が不明となる資産の発生が、有効活用の妨げと荒廃の一因であり、事前の対策が必要

[施策展開の方向性]

- ・農地・山林・家屋の管理が困難となる前に所有者の寄付・売却・貸出等の希望を把握し、利活用希望者に情報提供する仕組みの構築に取り組みます。
- ・空き家の発生予防と有効活用を図り、移住定住の促進や地域の活性化につなげるため、市町村や専門家団体と連携しながら、空き家バンク等への登録促進やリノベーション手法等を活用した新たな用途による利活用を進めるとともに、県民に対し空き家の発生予防につながる啓発を行っていきます。
- ・空き店舗や遊休公共施設の利活用による地域の活性化やコミュニティ拠点づくりに向けた取組等を支援し、地域全体の賑わいづくりを進めます。

(3) 目標指標 (KPI)

項目	目標設定時	最近の状況	目標
15～24歳の転出超過数	1,286人 (H30年度)	1,243人 (R2年度)	600人 (R6年度)
IJUターナー者の受入者数	8,258人 (H27～H30年度)	10,427人 (H27～R1年度)	12,500人 (R2～R6年度)
ふるさと鳥取アプリに登録をした高等学校卒業生の割合	—	47% (R1年度)	100% (R6年度)
県外大学進学者の県内就職率 (県出身者が多い大学)	30.3% (H30年度)	33.5% (R1年度)	40.0% (R6年度)
地域課題解決型創業の輩出件数	2件 (H30年度)	6件 (R1年度)	50件 (R2～R6年度)
新規就農者数	728人 (H26～H30年度)	134人 (R1年度)	1,000人 (R2～R6年度)
林業新規就業者数	240人 (H26～H30年度)	97人 (R1年度)	250人 (R2～R6年度)
空き家・空き店舗利活用のための年間マッチング件数	164件 (H30年度)	168件 (R1年度)	200件 (R6年度)

10 教育、保育等の子育て環境の整備及び確保

(1) 目 標

市町村、県民等とともに、子どもに対する教育、保育等の子育て環境を整備し、住民が安心して子どもを生み育てることができる環境の確保を図ります。

(2) 具体的施策

＝これまでの取組・現状＝

- ・中山間地域保育料無償化等モデル事業(H26～)を8町が活用し保育料を軽減（うち完全無償化は、若桜町、日南町、日野町、江府町が実施）
- ・森のようちえん等、中山間地域の自然環境を活かした特色ある保育活動が拡大（H31.4現在県内7箇所開設）
- ・中山間地域での児童数が減少する中、県独自の学級編制基準により県内小学校では1年生を含む複式学級を設置しない方針
- ・中山間地域への子育て世代の移住が増えるなど、子育て支援施策や移住施策の効果が発現

＝課 題＝

- ・人口減等に伴う学校や保育施設の統廃合による子どもの通園・通学に係る負担が増大し、若い世代の定住を阻害

[施策展開の方向性]

- ・地域で安心して子育てができるための教育・保育等の環境整備・充実（小学1年生を含む複式学級の解消、学校支援ボランティアの推進、小中学生1人1台PCの整備など）を進めます。
- ・感染症による学校の臨時休業や分散登校を行う場合など様々な学びの形に対応するため、オンライン授業などICTを活用した教育環境整備を進めます。
- ・地域ぐるみで子育てを応援する機運の醸成や体制づくりに取り組み、身体的・精神的負担の軽減を図ります。
- ・子どもたちが鳥取の山や海などの自然の恵みの中で“学び、遊びきる”ことを体験し、自然の魅力を満喫できる取組を進めます。

- ・高校生等の通学費など就学期の子どもに関する費用も含めた子育て世帯の経済的負担の軽減を進めます。
- ・高等学校を地域振興の核と捉え、生徒や保護者、地域等のニーズに応える学校づくりを進めます。
- ・学校運営協議会の導入・充実と地域学校協働活動の一体的な取組により、地域とともにある学校づくりを推進します。

(3) 目標指標 (KPI)

項目	目標設定時	最近の状況	目標
市町村子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数	11 市町 (R1 年度)	11 市町 (R2 年度)	19 市町村 (R4 年度)
自然保育に取り組む施設数	29 園 (H30 年度)	39 園 (R2 年度)	48 園 (R6 年度)
コミュニティ・スクールの導入校数 (全ての公立学校)	99 校 (R1 年度)	115 校 (R3 年 2 月)	全ての公立学校 (R5 年度)
放課後児童クラブの設置数	182 箇所 (R1 年度)	189 箇所 (R2 年度)	239 箇所 (R6 年度)
小中学生 1 人 1 台 PC 達成の市町村数	2 町 (H30 年度)	18 市町村 (R3 年 2 月)	19 市町村 (R3 年度)

第五章 県主要施策に対する関連性

1 持続可能な開発目標（SDGs）に向けた取組の推進

2015（H27）年に国連サミットにおいて採択された SDGs は 17 のゴールの下に 169 のターゲットを規定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むこととしています。こうした理念は、中山間地域に暮らす人々が誇りをもって安心して生活を営み、また、中山間地域の貴重な資源と公益的な機能、人と人、人と地域とのきずなの強さを次世代に引き継ぐため、県民等多様な主体が地域住民と協働し、共に手を携え、中山間地域の有する財産を活かして中山間の地域づくりに取り組んでいく際に必要となる視点として推進していきます。

2 暮らしを守る仕組み（小さな拠点）づくりの推進

多様な主体や複数集落等の連携により、中山間地域に暮らす住民の安全・安心な生活を支える買い物や通院等の移動支援、出張型の看護・介護支援による安心な定住環境づくりや、健康維持・向上、防災機能の充実、高齢者の生きがいとなる産業の振興やその魅力による移住の拡大など、複数の機能を備えた仕組み（小さな拠点）づくりを創出する取組を進めます。

○タイプ別進め方

（1）支え愛の仕組みによる安心して暮らせる仕組みづくり

高齢者等が住み慣れた地域に安心して暮らすことができるよう、支え愛の仕組みにより、日常生活に必要な機能・サービス（移動、買い物、見守り、医療・福祉等）の維持・確保の取組を支援します。さらに、災害の際にも安心して対応できる地域づくりを進めます。

〔関係する重点施策項目〕 ※重点施策項目の番号等は、第4章の「重点的に取り組む施策」に対応します。

- ・（1）災害に強い安全な中山間地域づくりの推進（イ）周辺地域との連携及び多様な主体の参加による共助の仕組みの確立、（エ）防災又は避難所機能を備えた暮らしを守る拠点づくりの推進
- ・（2）安心な定住環境の確保及び充実（ア）生活交通の確保及び情報通信環境等の整備、（イ）保健医療サービス・福祉サービスの維持・充実及び健康の保持増進、（ウ）地域の見守り活動・防犯活動の推進、（エ）買い物の利便性の向上
- ・（3）集落機能の維持並びに集落活動の担い手の確保及び育成（ア）地域づくり人材等の確保・育成及び多様な主体の参加、協力の推進、（ウ）周辺地域との連携及びともに支え助け合う仕組みの構築

（2）多世代や地域外との交流を進める仕組みづくり

地域の子どもから高齢者など幅広い世代が集まったり、観光客を呼び込む農家レストランや地域外との交流イベントなど地域外住民等との多様な交流機会の創出により、高齢者が活躍できる仕組みづくりと多様な視点を活かした地域活性化を進めます。

〔関係する重点施策項目〕

- ・（2）安心な定住環境の確保及び充実（イ）保健医療サービス・福祉サービスの維持・充実及び健康の保持増進、（ウ）地域の見守り活動・防犯活動の推進、（オ）コミュニティビジネスの創出・展開
- ・（4）伝統行事、伝統文化および文化財等の維持及び継承等
- ・（5）他地域との交流等による中山間地域の維持及び発展への理解と協力

（3）スモールビジネスづくり

一定の雇用と生きがいを生み出し地域内消費の維持・拡大を目指すとともに、地域外からの収入確保と地域資源の再認識を目指す取組（特産品づくり、コミュニティカフェの運営等）を進めます。

〔関係する重点施策項目〕

- ・（2）安心な定住環境の確保及び充実（オ）コミュニティビジネスの創出・展開
- ・（8）中山間地域の特色を生かした産業の振興及び仕事の創出（イ）農林業等、商工業、観光業の連携による新たな産業の創出

3 農林地、宅地・建物の有効活用

人口減少や高齢化による空き家の増加や耕作放棄地の発生、管理されない山林が増加する中で、市町村と連携して所有者の意向を把握する取り組みを進め、公益的な機能の増進と、遊休資産を活用した産業振興と仕事の創出、さらには利活用を希望する者とのマッチングによる移住の推進につながる取組を進めます。

〔関係する重点施策項目〕

- ・(7) 中山間地域の公益的な機能の維持増進等
- ・(9) 移住の推進等による新たな人の流れの創出 (ア)人口減少の抑制及び移住定住する者の増加、(ウ)農林地、宅地及び建物等の情報収集及び情報提供による有効活用

4 暮らしを支える産業の振興

地域産業の振興は地域の活力であり、地域住民の暮らしを支える重要な課題です。少子高齢化、若者の大都市圏への転出などによる人口減少は、地域内経済の縮小や従事者不足など中山間地域の産業力も奪ってしまい、結果として商工業の衰退や雇用の減少につながってしまいます。

豊かな自然環境、歴史、文化、伝統芸能など本県固有の地域資源を維持し、そこに暮らす県民の生活を守るためにも、地域内経済を維持・拡大する取組を支援します。さらに、地域外から地域内へと新たな人の流れを生み出し、地域内消費拡大につながる取組を支援します。

〔関係する重点施策項目〕

- ・(2) 安心な定住環境の確保及び充実 (オ)コミュニティビジネスの創出・展開
- ・(5) 他地域との交流等による中山間地域の維持及び発展への理解と協力
- ・(8) 中山間地域の特色を生かした産業の振興及び仕事の創出 (ア)農林業等の生産から販売までの体制強化、(イ)農林業等、商工業、観光業の連携による新たな産業の創出、(ウ)コミュニティビジネスの創出・展開、(エ)再生可能エネルギー減の利活用
- ・(9) 移住の推進等による新たな人の流れの創出 (イ)地域産業を支える人材育成、企業誘致及び就業の場の確保

5 将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大

地域課題の解決や将来的な地方移住に向けた裾野を拡大するため、定住に至らないものの、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の受入プログラムの開発や潜在的関係人口の掘り起こしなど、本格的に「関係人口」に取り組みます。

〔関係する重点施策項目〕

- ・(3) 集落機能の維持並びに集落活動の担い手の確保及び育成 (ア)地域づくり人材等の確保・育成及び多様な主体の参加、協力の推進
- ・(5) 他地域との交流等による中山間地域の維持及び発展への理解と協力
- ・(9) 移住の推進等による新たな人の流れの創出 (ア)人口減少の抑制及び移住定住する者の増加

6 ふるさとキャリア教育の推進

ふるさと鳥取で生まれ育った子どもたちは県内経済や地域社会を支える次代の担い手となるほか、Uターン後に、豊富な経験や知識、技能等を生かして、県を支え、また県外からふるさとを応援するなど、様々な形態での貢献が期待されます。

このため、地域や産業界等と連携して、「ふるさと鳥取」に愛着と誇りを持ち、ふるさとの自然、歴史と伝統を守り、ふるさとに貢献できる「人材」として育成を進めていきます。

〔関係する重点施策項目〕

- ・(3) 集落機能の維持並びに集落活動の担い手の確保及び育成 (ア)地域づくり人材等の確保・育成及び多様な主体の参加、協力の推進
- ・(10) 教育、保育等の子育て環境の整備及び確保

7 Society5.0の実現に向けた技術の活用

情報通信技術など Society5.0 の実現に向けた技術は、少子高齢化・人口減少の課題の最前線にある地方においてこそ、ピンチをチャンスに変える力を持っており、本県においても、5G 基盤の整備等、未来技術の活用に向けた施策に取り組み、Society5.0 社会の実現に向けた取組を推進していきます。

【参考】中山間地域の現状

1 中山間地域の人口・高齢化率・範囲等

本県の中山間地域の現状は、平成27年国勢調査によると人口258,343人（県総人口の45.1%）、88,783世帯（県総世帯数の40.9%）と県全体の4割以上を占めています。また、高齢化率は33.1%と年々高まっており、県全体に比べて高い状況にあります。また、中山間地域の範囲は、県土の約9割を占めています。

(1) 人口・高齢化率 (国勢調査 上段 27年度、下段(22年度))

項目	人口	65歳以上人口	高齢化率	世帯(世帯)
県全体 (a)	573,441人 (588,667人)	169,092人 (153,614人)	29.5% (26.1%)	216,894世帯 (211,964世帯)
中山間地域 (b)	258,343人 (267,061人)	85,620人 (78,005人)	33.1% (29.2%)	88,783世帯 (86,598世帯)
割合 (b/a)	45.1% (45.4%)	50.6% (50.8%)	—	40.9% (40.9%)

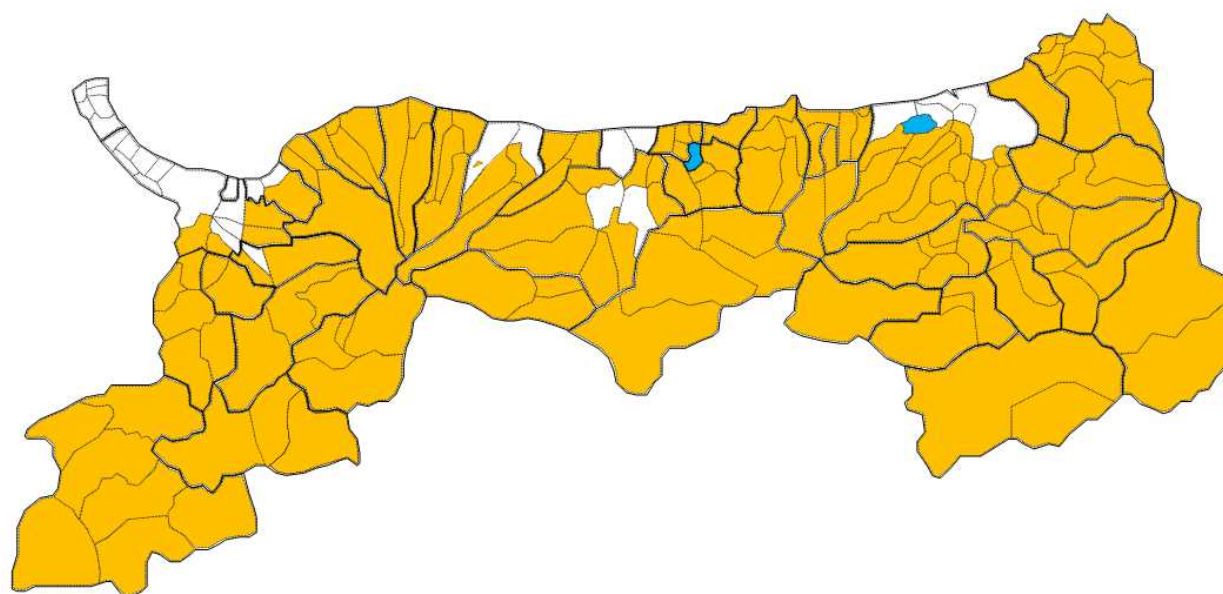
(2) 高齢化率の推移 (国勢調査)

項目	H7	H12	H17	H22	H27
県全体	19.2%	22.0%	24.1%	26.1%	29.5%
中山間地域	21.7%	24.9%	27.2%	29.2%	33.1%

(3) 中山間地域の範囲

県全体	中山間地域	割合
3,507 km ²	3,255 km ²	93 %

※辺地地域を除く



(令和3年4月現在)

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、令和3年4月から中山間地域の区域が一部変更

2 平成 28 年山間集落実態調査の概要

■調査概要：

中山間地域振興施策の検討を行うため、特に過疎化・高齢化の進展が著しい山間地域に居住する住民の日常生活の状況等の実態把握を実施

■調査対象集落：

山間谷部奥地に位置する集落（平成 2 年から概ね 5 年おきに同一集落を対象として調査）
県内 16 市町、111 集落、2,485 世帯、6,766 人

※このほか今回の調査では市町の要望で 2 集落追加調査。

■調査基準日：平成 28 年 5 月 1 日

■回収率：集落点検調査：100%（113 集落/113 集落）、世帯調査：81.1%（2,025 世帯/2,497 世帯）

【調査結果概要】

○調査を開始した平成 2 年以降、無居住化（消滅）した集落は無いが、集落の人口規模、世帯規模は共に縮小し、集落の小型化が進行すると共に、独居世帯の比率も高まっています。

項目	集落人口	集落世帯数	高齢化率	独居世帯（割合）
今回調査（H28）	6,766	2,485	45.5%	605（24.3%）
前回調査（H23）	7,844	2,654	40.8%	507（19.1%）
増減	△1,078	△169	+4.7%	+98（+5.2%）

○集落住民の 86.7%が「今後も住み続けたい」と回答しており、前回よりも定住の意向が高まっていると共に、「集落を越えた取組が必要」と回答された集落（38.5%）が多く、広域的な取組の必要性が高まっています。

○「子育て世代の転入（15 歳以下 35 人転入超過）」や、「買い物回数の増加」、「一人暮らしの方が毎日誰かと話をする機会がある方が増加」するなど、移住施策や子育て支援施策や、移動販売導入・運営支援、支え愛による見守り活動などの施策効果があったものと考えられます。

【年代別転入・転出状況（社会増減状況）】

- ・ 15 歳以下 +35 人（増加）
- ・ 16～19 歳 △39 人
- ・ 20～29 歳 △161 人（大きく減少）
- ・ 30～39 歳 △24 人（微減）
- ・ 40～49 歳 +25 人（増加）

【買い物頻度】

- ・ 買い物回数が 2 週間に 1 回以下が減少 H23：11.3% → H28：5.3%
- ・ 買い物回数が週 2 回以上が増加 H23：61.3% → H28：68.1%

【一人暮らしの方の話をする機会】

- ・ 一人暮らしの方で、毎日誰かと話をする機会がある方が半数を超えている。
H23：45.8% → H28：53.7%
- ・ 一人暮らしの方に対する、定期的な声かけは、「親戚」よりも「近所の人」が多い。
近所の人 46.5% > 親戚 34.5%

○山林の管理を誰も行っていないとする世帯が約半数（42.1%）を占めており、山林を始め、空き家、空き地など地域資産の適正管理と有効活用の必要性が高まっています。

【別表】 中山間地域振興に係る県の主な施策（令和３年版）

事業区分	主な施策	事業・制度 等	担当部	担当課
1 災害に強い安全な中山間地域づくりの推進				
ア 災害への事前の備えの充実	・防災教育、出前講座等の実施、テレビ等マスコミを通じた意識啓発の実施	積極的避難推進事業	危機管理局	危機管理政策課
		防災力向上事業	危機管理局	危機対策・情報課
		土砂災害防災意識啓発事業	県土整備部	治山砂防課
	・地域住民主体による平常時の見守り活動や災害時の防災体制づくりの支援	住民主体の防災体制づくり事業(防災活動推進事業)	危機管理局	消防防災課
		地域防災リーダー(防災士含む)・避難所運営リーダーの養成とスキルアップ実施	危機管理局	消防防災課
	・既往災害の教訓等を踏まえ市町村が取り組む防災・減災対策に係る事業の支援	鳥取県防災・危機管理対策交付金事業	危機管理局	消防防災課
	・SNS、エリアメール等による気象情報、震度情報、道路通行止情報、公共交通情報等の配信	危機管理情報運用事業(あんしんトリブーメール等システム運営事業、危機管理情報発信機能強化事業(防災アプリ運用)等)	危機管理局	危機対策・情報課
	・子育て世帯向け地域防災学習の実施支援	子育て世帯向け地域防災学習サポート事業(防災活動推進事業)	危機管理局	消防防災課
	・河川のうち災害リスクの高い箇所等の監視カメラ設置	防災・安全交付金(情報基盤整備)	県土整備部	河川課
	・水害リスク情報の提供として、まちなかでの浸水深標示板設置	避難につなげる水防対策事業(鳥取方式)	県土整備部	河川課
・土砂災害防止のため、行政及び関係団体職員の知識向上、連携の実施	土砂災害防止推進事業	県土整備部	治山砂防課	
	・「出前裏山診断」への専門家派遣、住民への助言	土砂災害防災意識啓発事業	県土整備部	治山砂防課
・市町村と連携した避難態勢の整備や避難所の環境整備の推進(市町村をまたぐ広域避難のあり方の検討、福祉避難所や指定避難所の福祉スペース確保のための資機材整備等)	避難所の生活の質向上事業	危機管理局	危機管理政策課	
イ 周辺地域との連携及び多様な主体の参加による共助の仕組みの確立	・「支え愛マップづくり」を通じ、独居高齢者、要介護者、障がい者等の要支援者の災害時の避難誘導の仕組みづくり等を支援	支え愛マップ作成推進事業	危機管理局	危機管理政策課
	・地域住民主体による平常時の見守り活動や災害時の防災体制づくりの支援	住民主体の防災体制づくり事業(防災活動推進事業)	危機管理局	消防防災課
	・既往災害の教訓等を踏まえ市町村が取り組む防災・減災対策に係る事業の支援	鳥取県防災・危機管理対策交付金事業	危機管理局	消防防災課
	・災害発生時に県内及び県外の被災地へ派遣する災害派遣福祉チーム※の研修等の実施(※鳥取県社会福祉士会、鳥取県介護福祉士会、鳥取県介護支援専門員連絡協議会と締結した災害時応援協定に基づく)	災害時における福祉支援機能強化事業	福祉保健部	福祉保健課
	・中山間地域で安心して暮らすため、集落及び集落を越えた広域的組織等による自然現象等から生活を守るための事前の取組(豪雪時の除雪ボランティア等が高齢者を支援する仕組みづくり)や、見守り活動の取組の支援	がんばる地域支援事業(暮らしを守る仕組み(小さな拠点)づくり促進事業)	地域づくり推進部	中山間地域政策課
		がんばる地域支援事業(みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業(安全・安心活動支援事業))	地域づくり推進部	中山間地域政策課
ウ 消防団や自主防災組織など消防防災体制の強化	・地域防災リーダー(防災士含む)・避難所運営リーダーの養成とスキルアップ実施	地域防災リーダー養成事業	危機管理局	消防防災課
	・既往災害の教訓等を踏まえ市町村が取り組む防災・減災対策に係る事業の支援	鳥取県防災・危機管理対策交付金事業	危機管理局	消防防災課
	・地域住民主体による平常時の見守り活動や災害時の防災体制づくりの支援	住民主体の防災体制づくり事業(防災活動推進事業)	危機管理局	消防防災課
	・自主防災組織の充実・強化、組織率向上	自主防災組織新規設立支援事業	危機管理局	消防防災課
	・消防団の加入促進・充実強化(表彰、少年消防クラブの設立・育成、消防団体験事業等)	消防団支援・連絡調整事業	危機管理局	消防防災課
・自主防災組織に対する鳥取県自主防災活動アドバイザーの助言・指導	自主防災活動普及啓発事業(防災活動推進事業)	危機管理局	消防防災課	
エ 防災又は避難所機能を備えた暮らしを守る拠点づくりの推進	・地域住民主体による平常時の見守り活動や災害時の防災体制づくりの支援	住民主体の防災体制づくり事業(防災活動推進事業)	危機管理局	消防防災課
	・(一財)自治総合センターのコミュニティ助成事業や国の補助事業等を活用した地域の拠点施設整備等の事務支援	中山間地域振興費	地域づくり推進部	中山間地域政策課
オ 産業又は生活基盤として整備される施設の強じん化及び防災施設の整備	・住宅、建築物の耐震化を促進し、減災につなげるため耐震診断、改修費用の助成や人材の養成等を実施	住宅・建築物耐震化総合支援事業	生活環境部	住まいまちづくり課
	・既往災害の教訓等を踏まえ市町村が取り組む防災・減災対策に係る事業の支援	鳥取県防災・危機管理対策交付金事業	危機管理局	消防防災課
	・危険ため池等の点検調査や施設管理者への防災意識の啓発促進	ため池安全総合対策強化事業 ため池保全管理・防災対策強化事業	農林水産部	農地・水保全課
・災害の未然防止のため、危険ため池等の整備・改修の実施	ため池安全総合対策強化事業 県営地域ため池総合整備事業	農林水産部	農地・水保全課	

事業区分	主な施策	事業・制度等	担当部	担当課
	・緊急度や優先度を考慮しながら治山・砂防及び急傾斜施設の重点的整備実施	治山事業	県土整備部	治山砂防課
		防災・安全交付金(通常砂防事業)(急傾斜地崩壊対策工事)	県土整備部	治山砂防課
	・国等への要望や機運醸成など、県内における高速道路ネットワークの整備促進	地域高規格道路整備事業	県土整備部	道路企画課
	・国の災害復旧事業の対象とならないような小規模の地域の共同施設(地域内生活道路・用排水路・児童利用遊具等)の災害復旧に係る経費の支援。	地域共同施設災害復旧補助事業	県土整備部	技術企画課
	・企業活動、医療、教育、防災などで県民が快適にICT(情報通信技術)を利用可能とするため、市町村の整備費の一部を支援	鳥取県超高速情報通信基盤整備補助金事業	総務部	情報政策課
	・携帯電話等、日常生活や災害・緊急時に不可欠な情報通信基盤の整備・充実のため、民間事業者に対してエリア拡大を要請	—	総務部	情報政策課
・市町村が整備している既存の情報通信基盤(主に光ファイバーによる通信速度1Gbpsの通信基盤)を第5世代移動通信システム(ローカル5G)が利用できる環境(概ね10Gbps)に対応させるための市町村整備費の一部を支援	鳥取県超高速情報通信基盤整備補助金事業	総務部	情報政策課	

2 安心な定住環境の確保及び充実

ア 生活交通の確保及び情報通信環境等の整備	・市町村と連携し地域の公共交通手段を維持・確保するための公的支援(バス、タクシー助成)を実施するとともに、地域の実情に応じて、公共交通空白地有償運送や共助交通など様々な交通資源を組み合わせた持続可能な生活交通体系の確立を支援	地域交通体系鳥取モデル構築事業	地域づくり推進部	地域交通政策課
		地域バス交通等体系整備支援事業	地域づくり推進部	地域交通政策課
		若桜線維持存続事業	地域づくり推進部	地域交通政策課
	・中山間地域の公共交通の維持存続のため、交通事業者の新たなビジネスモデルの構築を支援(貨客混載等による多角化支援)	地域交通体系鳥取モデル構築事業	地域づくり推進部	地域交通政策課
		コロナ時代に対応した公共交通変革事業	地域づくり推進部	地域交通政策課
	・市町村や地域、交通事業者等と連携して公共交通機関の利便性向上・利用促進を図るとともに、ドライバー確保対策、ユニバーサルデザイン(UD)タクシードライバー接遇向上対策等を実施	乗って守って未来へつなぐ公共交通推進事業	地域づくり推進部	地域交通政策課
		地域交通体系鳥取モデル構築事業	地域づくり推進部	地域交通政策課
	・まちづくりと交通のあり方、抜本的な路線再編等を検討や、AIシステムなどの新技術や定額料金サービスの交通手段同士の統合や交通と交通以外の分野を連携される交通システムの導入など、革新的交通移動サービスの導入などを検討する。	コロナ時代に対応した公共交通変革事業	地域づくり推進部	地域交通政策課
		中山間地域に関わる人財確保育成事業(住民共助による移動サポートを通じた地域人材育成事業)	地域づくり推進部	中山間地域政策課
	・国に対し、自家用有償運送に係る道路運送法上の必要な規制緩和等を働きかけ	—	地域づくり推進部	地域交通政策課
	・住民の利便性・安全性向上を図るため、市町村と連携し、日常生活の基盤となる生活道路の効率的な整備、補修を実施	[公共事業]	県土整備部	道路企画課
	・冬期交通を確保するため、若手の除雪機械運転手の育成を支援	鳥取県除雪機械運転手の育成支援事業	県土整備部	道路企画課
	・移動支援など、日常生活に必要な機能・サービスについて、仕組み構築等により確保を図る取組(小さな拠点づくり)を支援	がんばる地域支援事業(暮らしを守る仕組み(小さな拠点)づくり促進事業)	地域づくり推進部	中山間地域政策課
	・高齢者向けの安全運転講習会や安全運転サポート車体験試乗会を実施	交通安全対策推進事業	生活環境部	くらしの安心推進課
	・自転車の安全利用を推進するため自転車用ヘルメットの着用を促進	みんなでかぶろう! 守ろう! ヘルメット着用推進事業	生活環境部	くらしの安心推進課
	・携帯電話等、日常生活や災害・緊急時に不可欠な情報通信基盤の整備・充実のため、民間事業者に対してエリア拡大を要請	—	総務部	情報政策課
	・企業活動、医療、教育、防災などで県民が快適にICT(情報通信技術)を利用可能とするため、市町村の整備費の一部を支援	鳥取県超高速情報通信基盤整備補助金事業	総務部	情報政策課
・5Gなどの移動通信機能を実装し、目的に応じて車内を可変できるマルチタスク型のコネクテッドカー(ワゴン車)を地域の公民館等に派遣し、地域と役場等を各種専用システムで繋ぎ、役場等に出向くことなく、役場等と同等の行政サービスを提供する、新しい切り口の行政サービス形態の有効性について、市町村と連携した実証実験を実施	Society5.0地域出張型行政サービスモデル事業	総務部	情報政策課	
・市町村が整備している既存の情報通信基盤(主に光ファイバーによる通信速度1Gbpsの通信基盤)を第5世代移動通信システム(ローカル5G)が利用できる環境(概ね10Gbps)に対応させるための市町村整備費の一部を支援	鳥取県超高速情報通信基盤整備補助金事業	総務部	情報政策課	
・地域での支え愛活動の担い手であるボランティアの養成・確保等の取組推進	支え愛ボランティア養成・福祉教育推進事業	福祉保健部	福祉保健課	
イ 保健医療サービス・福祉サービスの維持・充実及び健康の保持増進	・高齢者・障がい者・児童等の地域住民が集うふれあい共生ホームの整備を助成	福祉施設版共生ホーム推進事業	福祉保健部	長寿社会課
		地域包括ケア推進支援事業	福祉保健部	長寿社会課
	・高齢者等を地域全体でサポートする生活支援体制整備等の実施に向けて、生活支援コーディネーター養成、地域密着型アドバイザーや県外有識者のアドバイザー派遣、担い手育成等の支援を行いながら、関係機関の連携・協力的体制づくりを促進	地域包括ケア推進支援事業	福祉保健部	長寿社会課
・地域包括ケアシステムの深化に向けて、市町村や地域包括支援センター、介護サービス従事者等を対象とした研修を開催	—	—	—	—

事業区分	主な施策	事業・制度等	担当部	担当課
	・地域密着型サービス施設等の整備への助成、介護従事者確保対策の実施	鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分野)	福祉保健部	長寿社会課
	・過疎地域においても在宅介護できる体制を維持するため、事業存続が困難となっている訪問介護事業所の運営費を市町村と共同で支援	訪問介護サービス緊急支援事業	福祉保健部	長寿社会課
	・在宅医療連携拠点への支援や、在宅医療推進のための看護師育成、医療介護連携のための多職種連携支援、訪問看護師確保支援等を実施	鳥取県地域医療介護総合確保基金	福祉保健部	医療政策課
	・医療・介護人材確保のための、修学資金貸与や奨学金制度	鳥取県医師確保奨学金	福祉保健部	医療政策課
		看護職員修学資金貸付制度	福祉保健部	医療政策課
		看護職員奨学金	福祉保健部	医療政策課
		理学療法士・作業療法士・言語聴覚士修学資金	福祉保健部	医療政策課
		介護福祉士等修学資金	福祉保健部	長寿社会課
	・へき地の公立病院等で勤務する医師を自治医科大学で養成、派遣	へき地医療対策費	福祉保健部	医療政策課
	・へき地医療拠点病院の巡回診療等への支援及びへき地保健指導所等の運営支援	へき地医療対策費	福祉保健部	医療政策課
	・へき地の病院や診療所等の機器整備等の支援	地域医療対策費(医療施設等設備整備費)	福祉保健部	医療政策課
	・鳥取県ドクターヘリの運航、鳥取大学医学部附属病院が実施するドクターカーの運行支援	鳥取県ドクターヘリ運航事業	福祉保健部	医療政策課
		ドクターカー運行事業	福祉保健部	医療政策課
	・身近な地域で気軽に相談できる「まちの保健室」事業や80才になっても自分の歯を20本以上保つ8020運動の推進	ココカラげんき鳥取県推進事業	福祉保健部	健康政策課
		歯科口腔保健推進事業	福祉保健部	健康政策課
・手軽に取り組めるウォーキングを始め、地域や職場での健康づくりのための取組支援	ココカラげんき鳥取県推進事業	福祉保健部	健康政策課	
・とっとり方式認知症予防プログラムの導入支援、指導者の養成	認知症サポートプロジェクト事業	福祉保健部	長寿社会課	
・ひきこもり問題の普及啓発、ひきこもり支援に携わる人材の養成、市町村やとっとりひきこもり生活支援センター等関係機関との連携強化による相談体制の充実	ひきこもり対策推進事業	福祉保健部	健康政策課	
・買い物支援等日常生活に必要な機能・サービスについて、仕組み構築等により確保を図る取組(小さな拠点づくり)を支援	がんばる地域支援事業(暮らしを守る仕組み(小さな拠点)づくり促進事業)	地域づくり推進部	中山間地域政策課	
ウ 地域の見守り活動・防犯活動の推進	・事業者による中山間集落見守り活動の取組推進	がんばる地域支援事業(中山間地域見守り活動支援事業)	地域づくり推進部	中山間地域政策課
	・買い物福祉サービス(市町村が移動販売事業者への高齢者等の見守りを依頼)の推進	がんばる地域支援事業(中山間地域買物支援事業)	地域づくり推進部	中山間地域政策課
	・要支援者の災害時の避難誘導の仕組みづくりのための「支え愛マップづくり」を、平時の「見守り」の仕組みとして活用	支え愛マップ作成推進事業	危機管理局	危機管理政策課
エ 買い物の利便性の向上	・移動販売、宅配サービス、空き店舗を活用した小売りなどの事業実施に要する経費、移動販売車の運営経費支援	がんばる地域支援事業(中山間地域買物支援事業)	地域づくり推進部	中山間地域政策課
	・医療機関との連携等による高齢者の見守りなど、移動販売事業者による複合的なサービス提供の推進	がんばる地域支援事業(暮らしを守る仕組み(小さな拠点)づくり促進事業)	地域づくり推進部	中山間地域政策課
オ コミュニティビジネスの創出・展開	・地域資源や遊休資産を活用したコミュニティビジネスの取組を支援	がんばる地域支援事業(みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業(将来に向けた取組支援))	地域づくり推進部	中山間地域政策課
	・継業支援(地域に必要な店舗・サービス等(なりわい)の事業引継ぎ)	がんばる地域支援事業(みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業)	地域づくり推進部	中山間地域政策課
	・直面する課題の解決や、地域活性化などについて、地域住民や複数集落の連携により検討を行う取組を支援	がんばる地域支援事業(みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業)	地域づくり推進部	中山間地域政策課
3 集落機能の維持並びに集落活動の担い手の確保及び育成				
ア 地域づくり人材等の確保・育成及び多様な主体の参加、協力の	・関係案内所(人)を設置し、都市圏在住者及び企業が地域に関わることができる県内各種受入プログラムづくり、受入地域団体の掘り起こしを行うとともに、都市圏での地域団体等と連携した講座等の開催や、ウェブサイト等県内各種受入プログラムや県内地域団体等の活動を発信	とっとりとの関係人口をふやす事業	交流人口拡大本部	ふるさと人口政策課
	・ワーキングホリデー受入支援や地域課題解決人材受入プログラムの実施により都市圏在住者等の受入を促進	とっとりとの関係人口をふやす事業	交流人口拡大本部	ふるさと人口政策課
	・小規模高齢化集落において将来の集落を担う新たな人材となる移住者を確保し、集落や地域が一体となって取り組む地域活性化の取組を支援	がんばる地域支援事業(若者定住等による集落活性化総合支援事業)	地域づくり推進部	中山間地域政策課

事業区分	主な施策	事業・制度等	担当部	担当課	
	・地域おこし協力隊の研修開催、相談窓口の設置、任期終了後の隊員の県内定着に向けた起業・就業のためのスキル・ノウハウ取得等の支援 ・NPO、関係団体と連携し、地域おこし協力隊と地域との連携を深めるコーディネートや協力隊の活動に役立つ助言、地域おこし協力隊を導入(検討)している市町村への参考情報の提供	中山間地域に関わる人財確保育成事業(地域おこし協力隊サポート事業)	地域づくり推進部	中山間地域政策課	
	・地域づくりの担い手等を継続的に育成するための研修実施	中山間地域に関わる人財確保育成事業	地域づくり推進部	中山間地域政策課	
	・子どもたちが自立し、自分らしい生き方を実現するとともに、将来にわたりふるさと鳥取県に誇りと愛着を持ち、郷土を支える人材の育成を行っていくため、全県で統一したビジョンにより児童生徒の発達段階に応じた「ふるさとキャリア教育」を実施	「ふるさとキャリア教育」推進事業～鳥取大好き！プロジェクト～ 鳥取県内修学旅行等支援事業 ふるさとキャリア教育充実事業 中学校トークプログラム実施事業	教育委員会事務局 教育委員会事務局 教育委員会事務局 教育委員会事務局	小中学校課 小中学校課 高等学校課 社会教育課	
	・とっとり県民の日を契機として、ふるさとに愛着と誇りを持った人材を育成	とっとり県民の日総合推進事業	地域づくり推進部	県民参画協働課	
	・高校生や大学生等が地域で行うフィールドワーク活動やボランティアの支援	とっとりとの関係人口をふやす事業 がんばる地域支援事業(みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業)	交流人口拡大本部 地域づくり推進部	ふるさと人口政策課 中山間地域政策課	
	・若者へ地域づくり活動を広めるとともに、あらゆる年代の住民参加型の地域づくり活動(令和新時代創造県民運動)に取り組む団体等の行う様々な活動に対し支援し、活動内容を情報発信	令和新時代創造県民運動推進事業	地域づくり推進部	県民参画協働課	
	・民間事業者等から協働連携に関する相談・提案を一元的に受け付ける窓口「民間提案事業サポートデスク」の設置 ・県と民間事業者等が連携・協力し、民間事業者等のノウハウやアイデアを地域課題解決に活かす取組の推進	公民連携推進事業	地域づくり推進部	県民参画協働課	
	・ボランティア・地域づくり団体・NPOの活動を活性化させるため、(公財)とっとり県民活動活性化センターによる支援事業を推進	とっとり県民活動活性化センター事業	地域づくり推進部	県民参画協働課	
	・県内外のアーティストや地域住民による文化芸術活動を通じたまちづくり、アーティストの活動拠点となる「工芸・アート村」の取組支援	アートで花ひらく地域活性化事業	地域づくり推進部	文化政策課	
	イ 地域づくりを行う人的・組織的ネットワークの構築	・中山間地域が直面する課題の解決や、地域活性化などについて、地域住民や複数集落の連携による取組の検討や計画づくり等を支援 ・小さな拠点づくりの実践の核となり、将来的に地域の活動を担う若い次世代リーダーの育成を支援	がんばる地域支援事業 がんばる地域支援事業(暮らしを守る仕組み(小さな拠点)づくり促進事業)	地域づくり推進部 地域づくり推進部	中山間地域政策課 中山間地域政策課
		・ボランティア・地域づくり団体・NPOの活動を活性化させるため、(公財)とっとり県民活動活性化センターによる支援事業を推進	とっとり県民活動活性化センター事業	地域づくり推進部	県民参画協働課
		ウ 周辺地域との連携及び共に支え助け合う仕組みの構築	・日常生活に必要な機能・サービスについて、仕組み構築等により確保を図る取組(小さな拠点づくり)を支援 ・小さな拠点づくりの実践の核となり、将来的に地域の活動を担う若い次世代リーダーの育成を支援	がんばる地域支援事業(暮らしを守る仕組み(小さな拠点)づくり促進事業)	地域づくり推進部
・中山間地域が直面する課題の解決や、地域活性化などについて、地域住民や複数集落の連携による取組の検討や計画づくり等を支援	がんばる地域支援事業		地域づくり推進部	中山間地域政策課	
・若者へ地域づくり活動を広めるとともに、あらゆる年代の住民参加型の地域づくり活動(令和新時代創造県民運動)に取り組む団体等の行う様々な活動に対し支援し、活動内容を情報発信	令和新時代創造県民運動推進事業		地域づくり推進部	県民参画協働課	
・ボランティア・地域づくり団体・NPOの活動を活性化させるため、(公財)とっとり県民活動活性化センターによる支援事業を推進	とっとり県民活動活性化センター事業		地域づくり推進部	県民参画協働課	
4 伝統行事、伝統文化、文化財等の維持及び継承等					
・文化財の適切な保存・保護を図るために、市町村や所有者等(所有者・管理団体)が行う文化財の保護・管理・活用に係る事業に助成	文化財助成費 県内史跡等保存活用推進事業	地域づくり推進部	文化財課、とっとり弥生の王国推進		
・無形民俗文化財の保存伝承を図るための後継者育成・用具修繕・公開等の保存伝承活動支援	伝統芸能等支援事業	地域づくり推進部	文化財課		
・鳥取県の文化財保存活用大綱(以下、県大綱という)をベースとし、本県の優れた文化財を地域振興や教育資源として保存・活用するため、市町村が実施する文化財保存活用地域計画(以下、地域計画という)作成を支援	「とっどりの誇り」文化遺産活用推進事業	地域づくり推進部	文化財課		
・継承者育成や意欲向上など活動の活性化を図るため、県内の伝統芸能が一堂に会するとっとり伝統芸能まつりを開催	第12回とっとり伝統芸能まつり開催事業	地域づくり推進部	文化政策課		
・伝統芸能を観光資源として活用する取組を支援	とっどりの文化芸術活動支援関係事業(伝統芸能・行事を活用した「おもてなし」活動支援事業)	地域づくり推進部	文化政策課		
5 他地域との交流等による中山間地域の維持及び発展への理解と協力					
・着地型・体験型観光メニューの造成支援、2次交通の整備など観光周遊の促進	観光情報提供事業(レジャー・体験メニュー予約サイト運営等) 観光周遊促進支援事業	交流人口拡大本部 交流人口拡大本部	観光戦略課 観光戦略課		

事業区分	主な施策	事業・制度等	担当部	担当課
	・ニューツーリズム(エコツーリズム、グリーンツーリズム)の受入機能の強化	とっとりスタイルエコツーリズム普及推進事業	交流人口拡大本部	観光戦略課
	・星空を活用した観光メニューの造成支援、「星取県」の認知度及びブランドイメージ向上、「星取県」の情報発信	世界に誇れる「星取県」づくり推進事業	交流人口拡大本部	観光戦略課
	・地域間国際交流に熱意のある在住外国人による文化体験教室をオンライン中継を交えながら開催し、参加した外国人に、地域の観光体験・地元住民交流などを通じて鳥取を「第二のふるさと」として意識づけしていく。	新たなインバウンド層の誘致促進事業	交流人口拡大本部	国際観光誘客課
	・農山漁村体験や農泊等への支援による中山間地域と都市との交流促進	農山漁村滞在促進事業	地域づくり推進部	中山間地域政策課
	・関係案内所(人)を設置し、都市圏在住者及び企業が地域に関わることができる県内各種受入プログラムづくり、受入地域団体の掘り起こしを行うとともに、都市圏での地域団体等と連携した講座等の開催や、ウェブサイトで県内各種受入プログラムや県内地域団体等の活動を発信	とっとりとの関係人口をふやす事業	交流人口拡大本部	ふるさと人口政策課
	・ワーキングホリデー受入支援や地域課題解決人材受入プログラムを農山により都市圏在住者等の受入を促進	とっとりとの関係人口をふやす事業	交流人口拡大本部	ふるさと人口政策課
	・高校生や大学生等が地域で行うフィールドワーク活動やボランティアの支援(再送)	とっとりとの関係人口をふやす事業 がんばる地域支援事業(みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業)	交流人口拡大本部 地域づくり推進部	ふるさと人口政策課 中山間地域政策課
	・ワーケーション実施支援や、モニター事業、視察ツアーの実施により、本県でのワーケーションを促進、受入環境やプログラム造成支援など受入体制の整備	とっとりワーケーション推進事業	交流人口拡大本部	ふるさと人口政策課
	・県内外のアーティストや地域住民による文化芸術活動を通じたまちづくり、アーティストの活動拠点となる「工芸・アート村」の取組支援	アートで花ひらく地域活性化事業	地域づくり推進部	文化政策課
6 中山間地域と都市部との共生				
	・「中心市」の都市機能と中山間地域の「近隣市町村」の特性を活かした都市部との連携・協力の取組の推進	〔定住自立圏構想〕	地域づくり推進部	市町村課
	・農地や農業用水路等の管理が困難となってきた集落への広域的なボランティアの派遣	みんなで取り組む農山村保全活動支援事業	農林水産部	農地・水保全課
	・企業との協定による農地保全活動や都市部町内会等との協定による農作業体験等の取組支援(とっとり共生の里)	みんなで取り組む農山村保全活動支援事業	農林水産部	農地・水保全課
	・企業等による森林の環境保全活動への参画促進や活動の支援(とっとり共生の森)	とっとり共生の森支援事業	農林水産部	森林づくり推進課
7 中山間地域の公益的な機能の維持増進等				
	・ボランティアの活用や専門人材の育成、侵入防止柵設置や捕獲等対策の推進等、農林地への鳥獣被害防止対策強化	鳥獣被害総合対策事業	農林水産部	生産振興課
	・ジビエ料理・加工品の開発支援や県内外におけるジビエのPR・販路開拓等を支援	とっとりジビエ全県普及推進事業	商工労働部 兼農林水産部	食のみやこ推進課
	・農業生産基盤等を集落・地域が企業、市街地住民、大学生等の多様な外部サポーターと共に保全する取組(農村ボランティア、とっとり共生の里など)を支援	みんなで取り組む農山村保全活動支援事業	農林水産部	農地・水保全課
	・農業・農村が有する国土保全や水源かん養、景観形成等といった多面的機能の維持・発揮のための営農活動や地域活動を支援	多面的機能支払交付金事業	農林水産部	農地・水保全課
	・平地と比べ農業の生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産条件の不利益を補正するため、協定に基づき5年以上継続して農業生産活動を行う農業者等に対して助成	農地を守る直接支払事業	農林水産部	農地・水保全課
	・地域農業の担い手へ農地の集積と集約化を行うために要する経費等を支援	農地中間管理機構支援事業	農林水産部	経営支援課
		農地利用適正化総合推進事業	農林水産部	経営支援課
	・集落営農組織が経営規模を拡大するため、農業用機械・施設等を導入する経費に対して支援	集落営農体制強化支援事業	農林水産部	経営支援課
	・中山間地域において将来にわたって集落内の農地を維持・継承していくため、後継者育成や畦畔管理の省力化など、集落営農組織を次世代へつなぐ活動等に対して支援	中山間地域を支える水田農業支援事業	農林水産部	農林水産政策課
	・畜産クラスター事業又は肉用牛経営安定対策補完事業に採択され、かつ新規参入または150パーセント以上増頭する場合に増築する牛舎等の施設整備補助	鳥取県と牛振興計画推進事業	農林水産部	畜産課
	・森林の多面的機能の発揮につながる里山整備活動と森林体験・保全活動への支援	鳥取県森林・山村多面的機能発揮対策事業	農林水産部	森林づくり推進課
		とっとり共生の森支援事業	農林水産部	森林づくり推進課
	・森林所有者等が行う森林施業の集約化促進、森林境界明確化等に必要地域活動を支援	森林整備のための地域活動支援事業	農林水産部	林政企画課
	・地域森林計画を樹立するための森林の現況調査、森林経営計画の指導・支援	森林計画樹立事業	農林水産部	林政企画課
	・鳥取県森林クラウドシステムを活用した森林情報の相互活用	森林計画樹立事業	農林水産部	林政企画課
・生活排水処理施設の整備普及	合併処理浄化槽設置推進事業	生活環境部	水環境保全課	

事業区分	主な施策	事業・制度等	担当部	担当課	
8 中山間地域の特色を活かした産業の振興及び仕事の創出					
ア 農林業等の生産から販売までの体制強化	・県産農林水産物のメディア等を活用したPR活動とブランド化の推進、GI登録産品の情報発信など販路拡大を支援	「食のみやこ鳥取県」ブランド化加速事業 GI(地理的表示)保護制度登録産品拡大・ブランド化事業	商工労働部兼農林水産部 商工労働部兼農林水産部	販路拡大・輸出促進課 販路拡大・輸出促進課	
	飼育頭数の増頭に向けた繁殖雌牛の購入費や、生産拡大のため基準額以上の肥育素牛を購入した費用の一部を補助	鳥取県和牛振興計画推進事業	農林水産部	畜産課	
	・国のクラスター事業に該当しない生乳生産性向上に取り組む酪農家の施設・機械整備等を補助	生乳増産対策支援事業	農林水産部	畜産課	
	・市町村が中心に行う地域農業を核とした地域活性化の取組や意欲的な農業者の規模拡大などの経営発展の取組を支援	みんなでやらいや農業支援事業(がんばる地域プラン)	農林水産部	農林水産政策課	
	・「新甘泉」「秋甘泉」「輝太郎」をはじめとした果樹新品種の生産拡大のための基盤整備、高齢化に対応する機械の共同利用など、攻めの対策等について支援	鳥取梨生産振興事業 鳥取柿ぶどう等生産振興事業	農林水産部 農林水産部	生産振興課 生産振興課	
	・野菜・花き等の園芸品目の産地づくりや中山間地域等における特産品の育成、加工・業務用野菜の推進等の支援、農業技術革新のモデル的取組を支援	園芸産地活力増進事業	農林水産部	生産振興課	
	・鳥取型低コストハウスの導入支援	鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業	農林水産部	生産振興課	
	・JA等が実施する高収益品目(梨やイチゴ等)の園芸団地の戦略的整備を支援	戦略的スーパー園芸団地整備事業	農林水産部	生産振興課	
	・県育成品種「星空舞」等の優良品種への転換や有利販売の促進	鳥取県産米総合生産対策事業 「星空舞」ブランド化加速事業	農林水産部 商工労働部兼農林水産部	生産振興課 食のみやこ推進課	
	・中山間地水田農業等の課題解決に向けたスマート農機や、ICT等の先端技術のモデル的整備及び普及に向けた実証	スマート農業技術の開発・実証事業 スマート農業総合推進対策事業 スマート農業社会実装促進事業	農林水産部 農林水産部 農林水産部	経営支援課 経営支援課 農林水産政策課	
	・集落営農組織が経営規模を拡大するため、農業用機械・施設等を導入する経費に対して支援	集落営農体制強化支援事業	農林水産部	経営支援課	
	・中山間地域において将来にわたって集落内の農地を維持・継承していくため、後継者育成や畦畔管理の省力化など、集落営農組織を次世代へつなぐ活動等に対して支援				
	・中・小規模の個人農業者が集落営農組織化等への発展に向けた取組(中山間地域の水田農業維持・発展に必要な機械整備等)に対して支援	中山間地域を支える水田農業支援事業	農林水産部	農林水産政策課	
	・県産食材の学校給食導入に係る広域的・効率的供給体制の検討、整備等の取組への支援	食のみやこ鳥取県推進事業(発見・体験「食のみやこ」推進事業 学校給食等食材供給システム化促進事業)	商工労働部兼農林水産部	食のみやこ推進課	
	・有機及び特別栽培農産物の生産の拡大、食品安全・環境保全等に配慮したGAPの取組や認証取得の推進	有機・特別栽培農産物・GAP等総合支援事業	農林水産部	生産振興課	
	・木材加工施設等の整備促進、民間施設の木質内装化や非住宅への木材利用を奨励・支援	県産材競争力強化対策事業	農林水産部	県産材・林産振興課	
	・県内製材所のコスト競争力強化のための乾燥実証試験の実施、県産材の安定供給体制づくりへの支援	非住宅木材活用推進事業 県産材乾燥技術向上推進モデル事業 県産材安定供給推進事業	農林水産部 農林水産部 農林水産部	県産材・林産振興課 県産材・林産振興課 県産材・林産振興課	
	・高性能林業機械の導入支援や林道等路網整備の推進	低コスト林業機械リース等支援事業 路網整備推進事業 林道事業	農林水産部 農林水産部 農林水産部	県産材・林産振興課 県産材・林産振興課 県産材・林産振興課	
	・ブランド生しいたけの生産施設や原木等の生産基盤への支援や後継者対策	きのこ王国とっとり推進事業 みんなで取り組む山間地きのこ生産モデル事業	農林水産部 農林水産部	県産材・林産振興課 県産材・林産振興課	
	イ 農林業等、商工業、観光業の連携による新たな産業の創出	・県内の農林水産物を用いた魅力ある加工品の開発支援、直売・農家レストランや加工業務用施設等の整備支援	6次化・農商工連携支援事業	商工労働部兼農林水産部	食のみやこ推進課
		・着地型・体験型観光メニューの造成支援、2次交通の整備など観光周遊の促進	観光情報提供事業(レジャー・体験メニュー予約サイト運営等) 観光周遊促進支援事業	交流人口拡大本部	観光戦略課 観光戦略課
		・ニューツーリズム(エコツーリズム、グリーンツーリズム)の受入機能の強化	とっとりスタイルエコツーリズム普及推進事業	交流人口拡大本部	観光戦略課
		・星空を活用した観光メニューの造成支援、「星取県」の認知度及びブランドイメージ向上、「星取県」の情報発信	世界に誇れる「星取県」づくり推進事業	交流人口拡大本部	観光戦略課
・農山漁村における観光素材の調査、事例研究、農家民泊推進等の取組支援		農山漁村滞在促進事業	地域づくり推進部	中山間地域政策課	

事業区分	主な施策	事業・制度 等	担当部	担当課
ウ コミュニティビジネスの創出・展開	2のオ(再掲)	2のオ(再掲)	2のオ(再掲)	2のオ(再掲)
エ 再生可能エネルギー源の利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能でレジリエントな地域づくりを目指し、県内の小水力発電等で産み出した再生可能エネルギーの地産地消によるゼロカーボンや地域内経済循環等を達成していくために、地域団体、NPO、市町村、エネルギー事業者等が取り組む事業を支援し、本県における地産エネルギーの導入を促進する。 ・県内企業等が再エネ100%転換を行うために省エネ・再エネ設備を導入する際の経費の一部を支援 ・木質バイオマス供給施設(作業用建物)への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取発地産エネルギー活用推進事業 企業の再エネ100宣言RE Action推進・再エネ活用支援事業 林業成長産業化地域創出モデル事業 	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境部 生活環境部 農林水産部 	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素社会推進課 脱炭素社会推進課 県産材・林産振興課
9 移住の推進等による新たな人の流れの創出				
ア 人口減少の抑制及び移住定住者の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・IJUターンに関する相談や情報発信業務を「ふるさと鳥取県定住機構」に委託して総合的・一元的に実施 ・「ふるさと回帰支援センター」への鳥取県ブース設置、県内3カ所への住宅相談員の配置 ・市町村が取り組む移住定住推進事業(専任相談員設置、お試し住宅整備、シェアハウス整備、空き家確保など)を支援 ・県と産業界が協力して設置した基金を活用し、県内に就職する大学生等の奨学金返還を助成 ・大都市部を中心とした県外在住者や、結婚を機会としたIJUターンの可能性がある鳥取県出身の婚活者等の潜在的な移住希望者(移住潜在層)に向け、様々な媒体の活用やイベントを通じ、鳥取の暮らし、子育て、就職などを情報発信 ・学生、保護者等への県内就職・鳥取暮らしの魅力発信により社会全体で若者定着やUターン促進を県民運動として展開 ・スマートフォンアプリを活用した学生等への情報発信 ・結婚や出産の機会に「鳥取で暮らす」ことを選択するIJUターン者を後押しするための奨励金助成 ・東京圏から本県へ移住し就業又は起業した方へ、経済的負担を軽減する「移住支援金」を支給 ・生涯活躍のまち(日本版CCRC)づくりの推進 ・県内高等教育機関等における学生の県内就職・定着を推進するため、大学生と企業や高校生等との交流の取組を促進 ・産学官が協働して実施する「とっとりインターンシップ」への学生の参加促進 ・県外大学生等のIJUターン就職を促進するため、ふるさと鳥取県定住機構に就職コーディネーターを配置、県内企業の魅力を発信する企業紹介フェアを開催 ・ホームページ、動画配信、アプリや印刷物等様々な媒体により県内企業情報、就活情報を発信し、学生等若者の県内企業への就職を促進 ・「鳥取県立ハローワーク」を全県展開し、県の「産業施策」「雇用施策」「移住施策」と一体となった求人・求職支援により地域の課題解決に向けた求人・求職マッチングを実施 ・(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構等が行う、県内就農希望者等の雇用、研修農場での実践的な研修を支援 ・農業・林業経営体等が、県内求職者、県外からの移住者等を雇用し、実践的な研修等を行う場合に助成 ・夏休み期間を中心としてイベント、地域づくり団体等の活動を県内外の多くの人に体験してもらう機会「夏の体験ボランティア」を実施 ・潜在的に地域づくりに興味がある若手層が一定数見込まれる大学等の協力を得ながら、大学等に出向き、地域づくり活動を紹介する出前 ・小規模高齢化集落において将来の集落を担う新たな人材となる移住者を確保し、集落や地域が一体となって取り組む地域活性化の取組を支援 ・子どもたちが自立し、自分らしい生き方を実現するとともに、将来にわたりふるさと鳥取県に誇りと愛着を持ち、郷土を支える人材の育成を行ってため、全県で統一したビジョンにより児童生徒の発達段階に応じた「ふるさとキャリア教育」を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 移住定住推進基盤運営事業 移住定住推進基盤運営事業 移住定住受入体制整備事業 鳥取県未来人材育成奨学金支援事業 移住定住促進情報発信事業 若者県内就職強化事業・移住定住促進情報発信事業 若者県内就職強化事業 「ふるさと来LOVEとっとり」関係人口創出事業 移住定住受入体制整備事業 学生等県内定着推進事業 とっとりインターンシップ推進事業 とっとり企業魅力発信・採用活動支援事業 とっとり企業魅力発信・採用活動支援事業 鳥取県立ハローワーク管理運営事業 鳥取発！アグリスタート研修支援事業 農の雇用ステップアップ支援事業 鳥取県版緑の雇用支援事業 とっとり県民活動活性化センター事業 とっとり県民活動活性化センター事業 がんばる地域支援事業(若者定住等による集落活性化総合支援事業) 「ふるさとキャリア教育」推進事業～鳥取大好き！プロジェクト～ 鳥取県内修学旅行等支援事業 ふるさとキャリア教育充実事業 中学校トークプログラム実施事業 産業成長応援補助金 とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金 	<ul style="list-style-type: none"> 交流人口拡大本部 交流人口拡大本部 交流人口拡大本部 交流人口拡大本部 交流人口拡大本部 交流人口拡大本部 交流人口拡大本部 交流人口拡大本部 交流人口拡大本部 子育て・人財局 商工労働部 商工労働部 商工労働部 商工労働部 農林水産部 農林水産部 農林水産部 地域づくり推進部 地域づくり推進部 地域づくり推進部 教育委員会事務局 教育委員会事務局 教育委員会事務局 教育委員会事務局 商工労働部 商工労働部 	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと人口政策課 ふるさと人口政策課 ふるさと人口政策課 ふるさと人口政策課 ふるさと人口政策課 ふるさと人口政策課 ふるさと人口政策課 ふるさと人口政策課 ふるさと人口政策課 総合教育推進課 雇用政策課 雇用政策課 雇用政策課 雇用政策課 経営支援課 経営支援課 林政企画課 県民参画協働課 県民参画協働課 中山間地域政策課 小中学校課 小中学校課 高等学校課 社会教育課 立地戦略課 立地戦略課
イ 地域産業を支える人材育成、企業誘致及び就業の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・工場等を新增設する企業に対して支援 ・先駆型ラボ(県外企業等による新たな技術・テーマの開発や推進に取組むための新たな拠点)整備の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 産業成長応援補助金 とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金 	<ul style="list-style-type: none"> 商工労働部 商工労働部 	<ul style="list-style-type: none"> 立地戦略課 立地戦略課

事業区分	主な施策	事業・制度等	担当部	担当課
	・県内での起業を促進するため、起業家の掘り起こし・ネットワークづくりから事業プランの磨き上げ、資金調達・事業化までを関係支援機関と連携して支援	起業創業促進事業	商工労働部	産業振興課
	・コロナ禍を契機とした市場環境の変化へ対応し成長を図ろうとする「事業変革意欲の高い県内企業」と「新たな技術・アイデアを有する企業(革新的ベンチャー)等」とのマッチング・連携による新事業創出を推進	オープンイノベーション新事業創出事業	商工労働部	産業振興課
	・円滑な事業承継の推進	事業承継促進事業	商工労働部	企業支援課
	・県内中小企業のテレワーク、オンライン会議等の活用を促し、具体的な導入の取組を推進	鳥取県テレワーク等導入推進事業	商工労働部	とっとり働き方改革支援センター
	・農業大学校での社会人農業研修	社会人研修事業	農林水産部	農業大学校
	・新規就農者への機械・施設整備支援、就農応援交付金及び農業次世代人材投資資金の交付	新規就農者総合支援事業	農林水産部	経営支援課
	・親元就農の促進・定着を促進	新規就農者総合支援事業(親元就農促進支援交付金)	農林水産部	経営支援課
	・農業分野で季節的に集中する労力不足を解消するため、農業人材紹介センターなど効率的な求職・求人あわせ機能の構築・拡充を推進	多様な農業人材確保に向けたささえあい事業	農林水産部	農林水産政策課
	・農業分野での外国人材受入体制を整備する取組を支援	農業分野外国人材受け入れ体制整備事業	農林水産部	農林水産政策課
	・特定地域づくり事業協同組合の設立支援及び国・市町村と連携した組合運営費助成	特定地域づくり事業推進支援事業	地域づくり推進部	中山間地域政策課
	・中山間地域のなりわいを移住者等の第三者が継ぐ継業を支援	がんばる地域支援事業(みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業)	地域づくり推進部	中山間地域政策課
・古くから伝わるふるさと産業(和紙、餅、陶磁器、竹工、酒造等)の商品開発や販路開拓等の支援、手仕事等技術の後継者育成支援	ふるさと産業支援事業	商工労働部兼農林水産部	販路開拓・輸出促進課	
ウ 農林地、宅地及び建物等の情報収集及び情報提供による有効活用	・本県への移住者の円滑な受け入れ、定着の促進を図るため市町村が取り組む住宅確保対策を支援	移住定住受入体制整備事業	交流人口拡大本部	ふるさと人口政策課
	・空き家の実態調査に取り組む市町村の支援、老朽危険空き家や跡地活用を予定する空き家の所有者等に対する除却経費の一部支援	空き家対策支援事業	地域づくり推進部	中山間地域政策課
	・地域と連携した空き家の発生抑制に向けた実験的取組			
	・一般に流通しない空き家の利活用を行おうとする者に対し、空き家の改修や既存状況調査等に要する経費の一部を助成	空き家利活用推進総合支援事業(空き家利活用流通促進事業)	地域づくり推進部	中山間地域政策課
	・空き家利活用の取組を進める地域のまちづくり団体等に対し、地域として利用価値のある建物の活用に向けた調査、活用計画の策定、地域の機運醸成や合意形成等に要する経費の一部を支援	空き家利活用推進総合支援事業(地域の空き家を活用したまちづくり推進事業)	地域づくり推進部	中山間地域政策課
	・(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が、農地の賃貸借を通じ、地域農業の担い手への農地の集積と集約化を行うために要する経費等を支援	農地中間管理機構支援事業	農林水産部	経営支援課
	・市町村の行う人・農地プラン(農業者の話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方等を明確化)の見直し支援	農地利用適正化総合推進事業	農林水産部	経営支援課
	・市町村、市町村農業委員会、(一社)鳥取県農業会議が行う取組や、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構を通じた、担い手への農地集積・集約化の促進支援	農地利用適正化総合推進事業	農林水産部	経営支援課
	・地理空間情報やICT等の先端技術を活用し、森林クラウドシステムへの森林情報の搭載、ドローンの導入を推進	スマート林業実践事業	農林水産部	林政企画課
	・森林所有者等が行う森林施業の集約化促進、森林境界の明確化等に必要となる地域活動に要する経費等を支援	森林整備のための地域活動支援事業	農林水産部	林政企画課
	10 教育、保育等の子育て環境の整備及び確保	・中山間地域の市町村において、保育料の無償化、軽減を行う場合に経費の一部を支援	中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業	子育て・人材財局
・世帯の第3子以降の保育料の無償化を実施する市町村の助成		保育料無償化等子育て支援事業	子育て・人材財局	子育て王国課
・高校生通学費に対する助成		高校生通学費助成事業	子育て・人材財局	子育て王国課
・私立中学・高校生の授業料等に対する県独自の支援		私立中学・高校生への学びの応援事業	子育て・人材財局	総合教育推進課
・地域において子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行う子育て拠点を設置する市町村を支援		子ども・子育て支援交付金(地域子育て支援拠点事業)	子育て・人材財局	子育て王国課
・施設整備・運営費助成や病児・病後児施設間の連携促進による病児保育の受け皿拡大		病児・病後児保育普及促進事業	子育て・人材財局	子育て王国課
・放課後児童クラブ等の施設整備を図る市町村等への助成、放課後児童クラブ等への運営費の助成		放課後児童クラブ設置促進事業	子育て・人材財局	子育て王国課
		子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)	子育て・人材財局	子育て王国課
・「森のようちえん」の運営支援を始めとする野外保育・自然体験活動の促進		鳥取県自然保育促進事業	子育て・人材財局	子育て王国課
・不妊検査、不妊治療等に対する助成		願いに寄り添う妊娠・出産応援事業	子育て・人材財局	家庭支援課
・産後ケア利用料の無償化を実施する市町村の助成、産後ケア(宿泊型)を行う助産所の施設整備に要する費用の助成		産後ママと赤ちゃんすくすく応援事業	子育て・人材財局	家庭支援課

事業区分	主な施策	事業・制度 等	担当部	担当課
	・校内の通信ネットワーク運用、児童生徒一人一台パソコン端末の整備	ICT環境整備事業	教育委員会事務局	教育環境課
	・GIGAスクール構想により、従来の学習方法にICT活用をプラスし、新しい「とつとりの学び方」を示し、全県で集中的・総括的に「学び方改革」を推進	GIGAスクール構想による「とつとりの学び方改革」推進事業	教育委員会事務局	小中学校課
	・子どもたちが自立し、自分らしい生き方を実現するとともに、将来にわたりふるさと鳥取県に誇りと愛着を持ち、郷土を支える人材の育成を行っていくため、全県で統一したビジョンにより児童生徒の発達段階に応じた「ふるさとキャリア教育」を実施	「ふるさとキャリア教育」推進事業～鳥取大好き！プロジェクト～	教育委員会事務局	小中学校課
		鳥取県内修学旅行等支援事業	教育委員会事務局	小中学校課
		ふるさとキャリア教育充実事業	教育委員会事務局	高等学校課
		中学校トークプログラム実施事業	教育委員会事務局	社会教育課
	・行政と連携した子どもの居場所づくりの立上げ及び運営経費支援	子どもの貧困対策総合支援事業(子どもの居場所づくり事業)	福祉保健部	福祉保健課
	・中山間地域に所在する高校の魅力化推進(中学生や保護者にとって進学したいと思えるような際立った特色の打ち出し・情報発信)	とつとり高校魅力化推進事業	教育委員会事務局	高等学校課
	・地域住民や保護者等が学校運営に直接参画し、学校と一体となって子どもたちを育み支援するための学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の導入推進、地域学校協働活動との一体的な推進を進める全ての公立学校及び市町村の支援	地域学校協働活動推進事業	教育委員会事務局	社会教育課
		高等学校改革推進事業	教育委員会事務局	高等学校課
		特別支援学校における学校運営協議会制度推進事業	教育委員会事務局	特別支援教育課